

豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市

～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～

新市建設計画

喜多方地方 5 市町村合併協議会

平成 27 年 12 月変更 喜多方市

令和 2 年 3 月変更 喜多方市

目 次

I	序論	1
1	合併の社会的背景	1
(1)	日常生活圏の拡大	1
(2)	少子高齢社会の到来	1
(3)	I T（情報技術）を中心とした高度情報化	2
(4)	新たな行政需要への対応	2
①	環境問題への対応と循環型社会への対応	2
②	ソフト化・サービス化など産業構造の変化	3
③	国際化の進展と規制緩和	3
④	ライフスタイルの多様化と 生涯学習・社会貢献意識の高まり	4
⑤	男女共同参画社会の進展	4
(5)	地方分権と広域行政の進展	5
(6)	厳しい財政状況と行政の効率化	5
2	計画策定の方針	6
(1)	計画の趣旨	6
(2)	計画の構成	6
(3)	計画の期間	6
(4)	計画の区域	6
(5)	計画作成における留意点	6
(6)	計画の変更について	7
II	新市の概況	8
1	新市の概況	8
(1)	位置・地勢・気候	8
(2)	人口・世帯	10
(3)	産業	12
①	産業構造	12
②	農林業	14
③	工業	15
④	商業	16
⑤	観光	17

⑥ 行財政状況	18
2 関連計画の把握	19
3 住民アンケートの結果について	23
(1) 合併により期待すること	23
(2) 合併により心配すること	25
(3) 5市町村の現状	27
(4) 新市の重要施策	31
4 新市の主要課題	32
(1) 少子・高齢化に対応した「人づくり」の課題	32
(2) 魅力ある「産業づくり」の課題	32
(3) 新しいまちを担う「地域社会づくり」の課題	33
(4) 安全・安心の「くらしづくり」の課題	33
(5) 快適な生活環境に向けた「都市づくり」の課題	34
(6) 効果的で効率的な「行財政運営」の課題	35
Ⅲ 主要指標の見通し	36
1 人口	36
(1) 人口	36
(2) 年齢別人口	36
(3) 就業人口	36
2 世帯	36
Ⅳ 新市建設の基本方針	39
1 新市の将来像	39
2 新市の施策体系	40
3 新市の基本方向と主要な施策	41
(1) みんな心豊かなまちづくり（「ひとづくり」）	41
(2) 魅力ある産業が有機的に結びつくまちづくり（「産業づくり」）	43
(3) みんなの知恵と協働で創るまちづくり（「地域社会づくり」）	44
(4) 健康と思いやりで創る安心のまちづくり（「くらしづくり」）	46
(5) 自然と共生する美しく快適なまちづくり（「都市づくり」）	47
(6) 効果的で効率的なまちづくり（「行財政運営」）	48
Ⅴ 新市における福島県事業の推進	50
1 福島県の役割	50
2 新市における福島県事業	50
(1) 安心してくらせるまちづくり	50

①	医療体制の整備	50
②	くらしと環境を守る基盤整備	50
(2)	活力ある産業づくり	51
①	農林業の振興・農村環境の整備	51
②	産業振興による雇用の創出	51
(3)	交通網の整備によるネットワークづくり	51
①	広域的な道路網の整備	51
②	新市の均衡ある発展のための道路網の整備	51
VI	公共施設の適正配置と整備	52
VII	財政計画	53
1	策定方針	53
(1)	基本的な考え方	53
(2)	財政計画の作成について	53
(3)	健全財政の確保について	53
2	前提条件	54
(1)	歳入	54
(2)	歳出	55
3	財政計画	57
(1)	歳入	57
(2)	歳出	60

I 序論

1 合併の社会的背景

(1) 日常生活圏の拡大

モータリゼーションの進展、道路網や公共交通機関などの交通基盤の整備により、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しており、また、居住する市町村以外に勤務することも多くなるなど、通勤・通学、通院、買い物など日常生活の行動はその範囲が拡大しています。

日常生活圏が拡大した結果、住民は、自分の居住市町村以外でも様々な行政サービスを享受するなど、行政サービスの受益と負担が一致しない場合があるとともに、居住市町村でないために、近隣市町村の施設が利用できないこともあるなど、生活圏と市町村の区域の不一致による問題も生じています。

(2) 少子高齢社会の到来

わが国では、昭和 60 年頃から少子高齢化が急速に進行し、年少人口（15 歳未満）比率が 15%を割るとともに、高齢者人口（65 歳以上）比率が 20%に達しつつあります。平成 7 年にはすでに生産年齢人口が減少に転じていますが、平成 18 年をピークに総人口が減少に転じることが予想されています。

このような少子高齢社会の到来は、地域の主たる担い手である生産年齢人口を大きく減少させ、経済活力の低下、現役世代の負担増といった問題が懸念されています。このことは、地域社会にも様々な影響を与えており、今後もこの傾向が加速することが予想されます。

また、医療技術の進歩などに伴い、高齢者の中でも健康で社会参加の意欲も高い方々が増える一方、住民に占める高齢者の割合が増加することにより、保健・医療・福祉といった分野での行政の役割や負担がますます大きくなることが予想されます。

(3) I T (情報技術) を中心とした高度情報化

I Tの革新的展開は、様々な影響を社会・経済に与えることになり、中でもその情報ネットワークと電子商取引は、新たな産業や仕事を生み出し、企業や消費者さらには社会構造の在り方を大きく変える状況となっています。

また、社会構造については、パソコンなどの家庭への普及に伴い、在宅学習や在宅勤務など教育や就労の場に新しい可能性が広がるなど、地域間での情報格差が縮小しています。

さらに行政分野については、I Tの活用による効率的な行政運営や、住民ニーズに対応した行政サービスの提供が一層容易になるものと予想されます。

(4) 新たな行政需要への対応

① 環境問題への対応と循環型社会への対応

近年、ゆとりや潤いのある生活が重視されている中で、自然がかけがえのないものとして再認識され、環境保全のための循環型資源利用への取り組みが必要とされています。

特に、自然の保全・享受という観点では、景観形成も含めて美しく潤いのある自然環境の形成に努め、環境負荷低減などに取り組み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、ごみのリサイクル等資源・エネルギーの循環型システムを構築・定着させ、環境負荷の少ない持続的社會づくりを図ることが重要です。

さらに、地域の様々な人々により維持されてきた、自然資源、自然環境及び農山漁村の景観などは、都市住民に水資源や、ゆとり、安らぎを与え地球レベルでの環境保全機能を提供してきました。

しかし、これらの多面的機能も、人口の減少等により地域社会での維持が困難になっていることや、開発等により損なわれる危険性もあることから、情報発信力を高め都市住民の意識を醸成するとともに、都市と地域の交流・連携や共生などを積極的に推進することが必要となります。

② ソフト化・サービス化など産業構造の変化

産業・経済は、先行きが依然として不透明な状況にある中、今後はＩＴを中心とした産業全般にわたるソフト化やサービス化の進展が予想され、産業・情報関連サービス分野における質の高いサービスの提供は、産業の効率化やその基盤強化並びに雇用提供の場としても大きく寄与することが予想されます。

一方、地域が活性化するためには、自然環境、農林水産物、伝統文化・技術等、この地域にしか存在しない独自の資源を有効活用し、地域住民が誇りの持てる個性ある産業として創造していくことが重要です。

特に、地方の多くの自治体においては、農林水産業は重要な産業であることから、その高付加価値化を図る一方、グリーン・ツーリズムなど、農林水産業の持てる価値を多面的に活用していくことも必要です。

また、山・川などの自然資源や地域の伝統文化・技術などを生かし、高齢者のニーズにも配慮したリゾート環境や受け入れ施設の整備など、様々な資源を結びつけた広域的な対応が求められます。

③ 国際化の進展と規制緩和

ひと、もの、情報の流れは、今後急速に拡大することが予想され、安価な労働力を求めて企業の海外進出といった雇用の場の流出がある一方、安価な農作物や製品輸入の増加も予想され、国内における産業や雇用の場も世界を視野にした対応を図ることが必要となってきます。

また、国際交流の進展も今後進むものと考えられ、特にアジアとの交流・連携を積極的に推進していくことが今後の国土づくりの基本的方向性であることから、それぞれの地域が地理的・歴史的特性などに応じて独自性を持った役割を担っていくことが求められます。

このような国際交流が進展すると同時に、今後、新規産業・事業拡大・雇用創出等経済の活性化や、国際社会を活動の舞台とするための国際基準の導入及び、国民負担の軽減等のため、様々な分野で行政の規制緩和が進められていくことが予想されます。

④ ライフスタイルの多様化と生涯学習・社会貢献意識の高まり

ＩＴなどによる高度なコミュニケーション手段の発達、時間的・空間的障壁をなくすものであり、人々のライフスタイルを多様化するものと予想されます。そして、これまで大都市と地方との間にあった、地理的なギャップを埋めるとともに、地域における通勤形態についてもライフスタイルに合わせた就業を可能にすることが予想されます。

また、近年所得水準の向上や余暇時間の増大等に伴い、価値観や生活様式について、「もの」から「こころ」の豊かさを重視する人が増加しており、自らを高める学習や趣味などの生涯学習に対する需要が高まっています。

さらに、知識や能力を社会の中で発揮したいと考える人々が増え、ボランティア活動やＮＰＯ活動など、社会的活動に積極的に参加したいと考える人が多くなっています。

一方、従来行政サイドで行ってきた分野に、民間の人材・ノウハウや資金を積極的に取り入れるなど行政運営の選択肢が広がりつつあるとともに、ボランティア活動やＮＰＯなどとの連携への対応も、強く求められています。

⑤ 男女共同参画社会の進展

近年、女性の社会進出が様々な分野に進んでいる一方、従来の社会慣行や人々の意識には、いまだ性別に対する固定的な考え方が根強く残されています。

このため、女性の社会参加を妨げている要因をできるだけ取り除こうとする機運が高まってきており、今後ますます男女の役割分担や雇用慣行の見直しが進み、女性が社会のあらゆる分野への活動に参画する機会が増えてくるものと予想されています。

しかし、このような男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず働きながら子どもを育てられる社会の実現や新しい仕組みづくりが必要で、育児と仕事を両立できる職場や、地域での生活環境などを整備していくことが重要です。

(5) 地方分権と広域行政の進展

平成 12 年 4 月から地方分権推進一括法が施行され、地域生活に密着した行政は、より現場に近いところに権限と財源を移すことを基本に、地方分権の流れは今後も一層進むことが予想されます。

こうした地方分権の進展により地方自治体は、地域づくりやまちづくり、更には介護システム、ごみ・廃棄物の処理システム等といった、生活サービスの計画・実行・結果に対する責任や、行政サービスの質の維持・向上等が、住民から直接問われるとともに、今後とも行財政運営の効率化も一層求められます。

また、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大するとともに、他地域と比較した中で質の高い行政サービスや施設整備が求められることから、広域的な住民生活の実態にあった行政を推進し、住民ニーズに応じた水準の高い施設やサービスの提供を図ることが重要になってきます。

(6) 厳しい財政状況と行政の効率化

国、地方を合わせた債務残高が平成 16 年度末には約 719 兆円に到達する見込みであるなど、今日、わが国の財政は危機的状況にあります。これに対し、国は、中央省庁等の再編をはじめとして特殊法人改革など本格的な財政構造改革に着手しています。

地方においても、財政の健全化は緊急の課題であり、行財政運営の効率化が強く求められていますが、地方財政は一層厳しさを増し、特に自主財源の乏しい市町村においてはより効率的、効果的な行財政運営が求められることとなります。

一方で地域の基礎的な自治体として市町村の役割と責任はますます大きくなっていきます。このような状況の中、多様化する住民ニーズに対応するためには、行政の効率化と財政基盤の強化を図り、住民への施策水準を向上させることが重要となってきます。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」により、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図り、新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮して策定します。

また、新市の進むべき方向の具体的な内容については、新市において策定する総合計画（基本構想、基本計画）によることとなりますが、その策定に当たっては、本計画が基となり策定されることとなります。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要施策や公共施設の整備方針及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の整備方針及び財政計画は、新市の基盤を形成する期間となる、平成 18 年度（2006 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 25 年度間とします。

(4) 計画の区域

喜多方地方 5 市町村の全域を本計画の対象区域とします。

(5) 計画作成における留意点

- ① 喜多方地方 5 市町村の地域における現状と課題を踏まえた上で、合併の効果が最大限発揮できるような計画とし、合併協議会で策定した新市将来構想を基礎とし、そこに掲げられた将来像及び基本方向と施策の大綱の具体化を図るものとします。
- ② ソフト、ハード両面が調和した総合的な計画とします。
- ③ 5 市町村のまちづくりの基本となる総合計画や長期振興計画などを尊重するとともに、国や県の計画等との整合性を図りながら、真に新市の発展に資する事業の検討をします。

- ④ 本計画は、健全な財政運営に努めることとし、財政計画においては、自主財源とともに地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成します。
- ⑤ 公共施設の適正配置と整備については、住民生活への影響に配慮するとともに、事務事業の調整結果や財政状況を考慮しながら検討することとします。

(6) 計画変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 19 号。以下「改正法」という。）の施行を受け、以下の点に留意して計画変更を行うこととします。

- ① 改正法の趣旨が、全国的な建設需要の増大や東日本大震災等の影響により、合併市町村の新市建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況を踏まえて合併特例債の発行可能期間の再延長を行うものであることに鑑み、合併時の新市建設計画の根幹となる文言（合併の社会的背景、新市の主要課題、新市の将来像等）については、修正を行わないこととします。
- ② 「新市が実施する主要な施策」については、施策の大綱の範囲内において将来の施策等を見据えながら必要な文言の追加等を行うものとします。
- ③ 統計数字については、「最新の数値」に変更するとともに、必要に応じて「合併当時の数値」を併記します。
- ④ 「主要指標の見通し」や「財政計画」については、令和 12 年度までの推計値を追記することとします。

Ⅱ 新市の概況

1 新市の概況

(1) 位置・地勢・気候

新市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北は世界遺産の国内候補に挙げた飯豊連峰がどっしりと腰を据え、東に磐梯山の頂を望む雄国山麓が裾野を広げ、南にゆったりと流れる阿賀川と日橋川、西には太古のロマンがあふれる里など、豊かで、雄大な自然環境が残されています。

また、総面積は 554.63k m²で、人口は 49,377 人で、人口密度は、89.0 人/k m²となっています。

交通面では、国道 459 号が東西を横断し、国道 121 号が南北を縦断し、南部を磐越西線が走っています。

気候は、日本海型気候で、平均気温は 11℃前後、平年 12 月中旬から翌年 3 月中旬まで降雪となります。

5 市町村の位置



新市の主な地域指標

市町村名	年 (平成)	人口 (人)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	世帯数 (世帯)	産業別就業者数(人)			
						第1次	第2次	第3次	計
旧喜多方市	12	37,495	150.40	249	11,418	2,159	6,953	9,291	18,403
	27	31,976		212.6	11,035	1,384	4,639	8,664	14,786
旧熱塩加納村	12	3,633	156.98	23	975	469	684	709	1,862
	27	2,606		16.6	856	305	404	661	1,372
旧塩川町	12	10,612	46.24	230	2,939	1,093	1,960	2,395	5,448
	27	9,775		211.4	3,163	682	1,444	2,726	4,941
旧山都町	12	4,317	156.21	28	1,276	620	763	872	2,255
	27	3,208		20.5	1,110	400	455	782	1,640
旧高郷村	12	2,514	44.84	56	667	419	514	488	1,421
	27	1,812		40.4	588	310	288	420	1,027
喜多方市 (5市町村)	12	58,571	554.67	106	17,275	4,760	10,874	13,755	29,389
	27	49,377	554.63	89.0	16,752	3,081	7,230	13,253	23,766

資料：平成12年国勢調査

平成27年国勢調査

※ 平成27年の合計面積については、端数処理の関係で旧市町村の合計と一致しない。

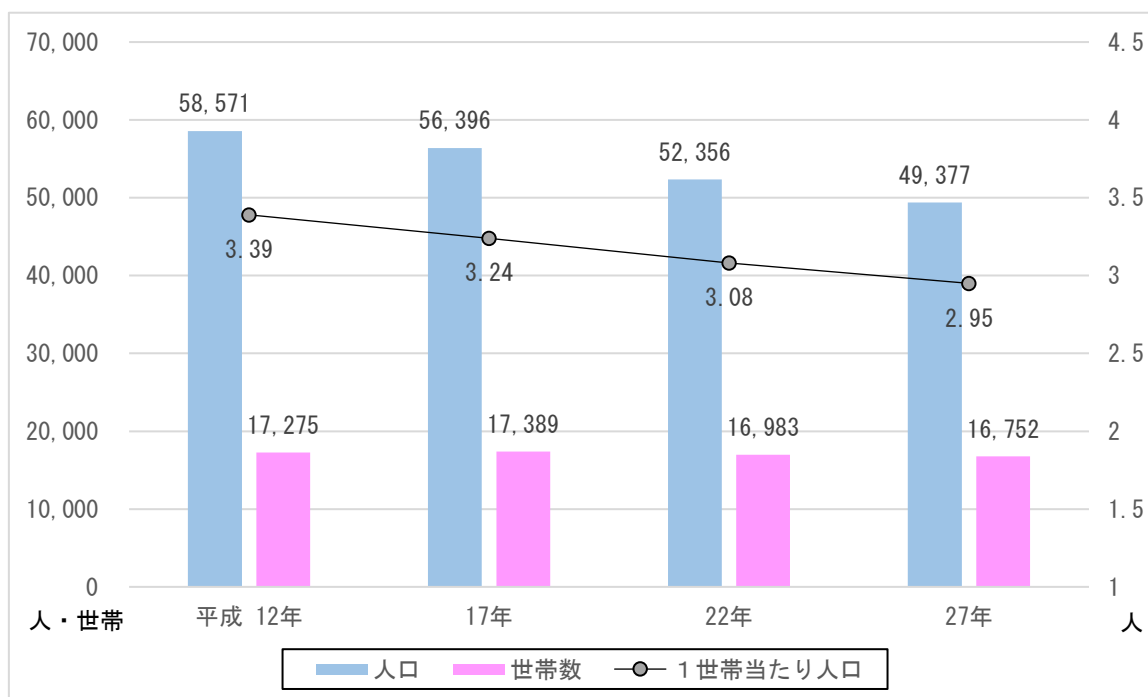
※ 平成27年の旧市町村ごとの就業者数の合計には産業分類不能な人数も含むため、産業ごとの就業者数合計と一致しない。

(2) 人口・世帯

平成 27 年の新市の人口は 49,377 人、世帯数は 16,752 世帯、1 世帯当たりの人口は 2.95 人です。人口は減少傾向にあり、新市全体では、平成 12 年と 27 年を比べると 9,194 人減少しています。世帯数も減少傾向にあり、新市全体では、平成 12 年と 27 年を比べると 523 世帯減少しています。1 世帯当たりの人口も、減少傾向にあり、新市全体では、平成 12 年と 27 年を比べると 0.44 人減少しています。

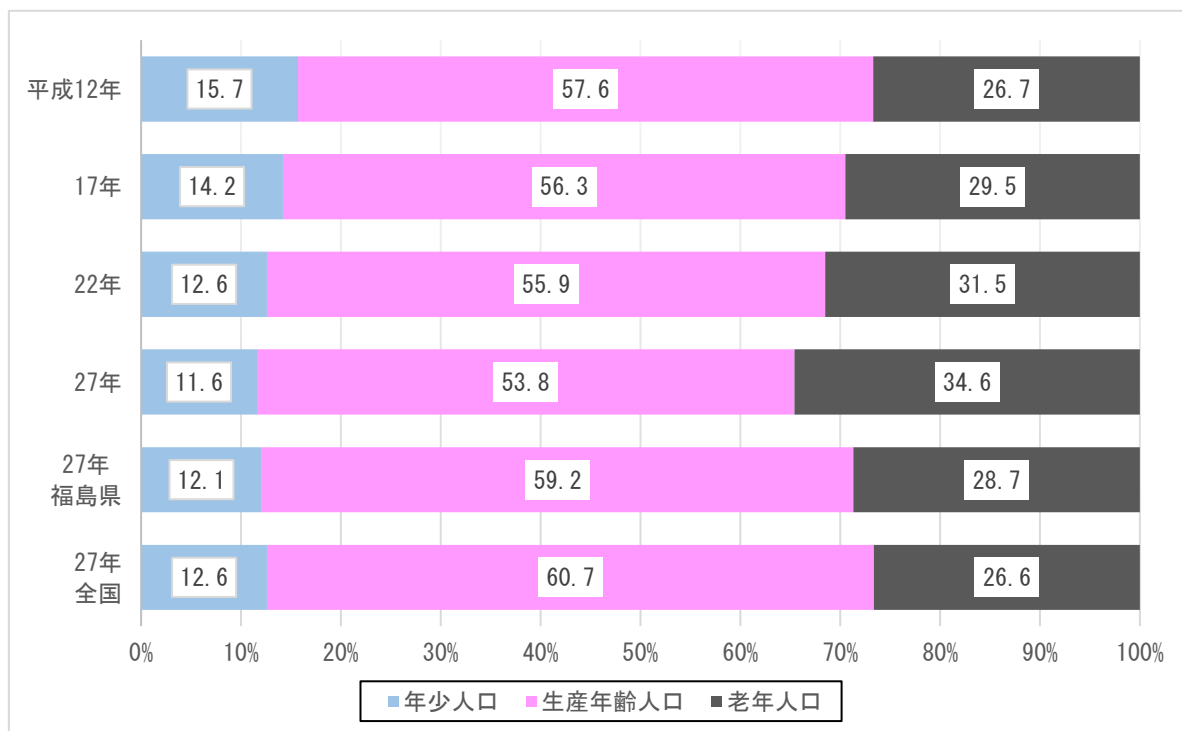
新市の人口の年齢構成比では、少子化、高齢化が進んでおり、平成 27 年の年少人口が 11.6%で福島県の 12.1%よりやや低く、老年人口は 34.6%で福島県の 28.7%より高くなっています。

新市の人口・世帯数・1 世帯当たり人口の推移



資料：国勢調査

新市の年齢構成比



資料：国勢調査

※ 「年齢不詳」を除いて算出

(3) 産業

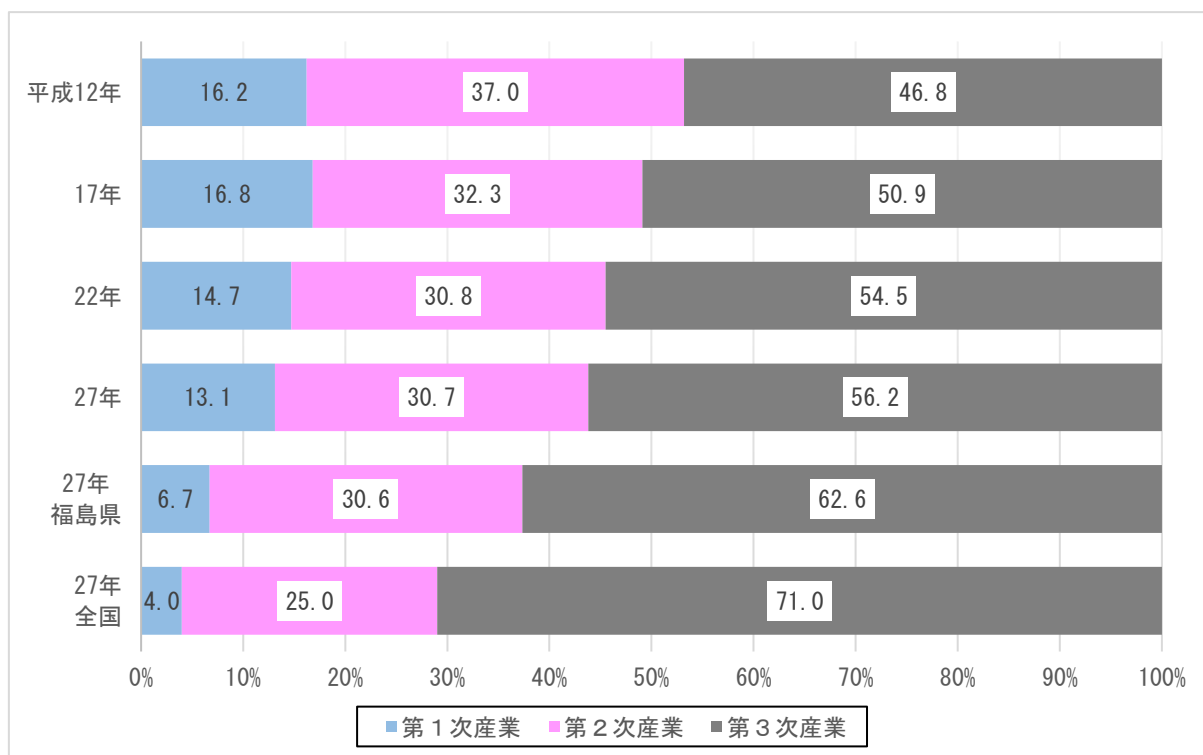
① 産業構造

新市の就業人口比率では、第1次産業が、平成12年の16.2%から27年の13.1%に、第2次産業が、平成12年の37.0%から27年の30.7%に減少しているのに対し、第3次産業は、平成12年の46.8%から27年の56.2%に増加しています。

新市の人口が県内に占める割合は、2.6%となっていますが、新市の各指標の県内に占める割合がこれよりも高い場合は、人口1人当たりからみた水準が、県内の平均よりも高いことを示しています。

これによると、農業の分野の指標では高い水準にあります。工業分野では事業所数や従業員数が高い水準にある一方、製造品出荷額等では県平均よりも低い水準にあります。商業分野では商店数で高い水準にあるものの、従業員数、年間販売額では県平均よりも低い水準となっています。

新市の就業人口比率



資料：国勢調査

※ 「分類不能の産業」を除いて算出

産業の各指標と県内での水準

【新市建設計画策定当時】

指 標		単位	5 市町村 合計	福島県合計	県計に占める 5 市町村合計 の割合	出 典
人 口		人	58, 571	2, 126, 935	2. 8%	平成 12 年 国勢調査
農業	販売農家数	戸	4, 093	91, 660	4. 5%	平成 12 年 農業センサス
	専業農家数	戸	452	9, 533	4. 7%	
工業	事業所数	箇所	199	5, 870	3. 4%	平成 13 年 工業統計調査
	従業員数	人	5, 813	191, 453	3. 0%	
	製造品出荷額等	億円	966	53, 734	1. 8%	
商業	商店数	店	972	29, 802	3. 3%	平成 14 年 商業統計調査
	従業員数	人	4, 088	178, 744	2. 3%	
	年間販売額	億円	668	48, 986	1. 4%	

【令和元年度計画変更時】

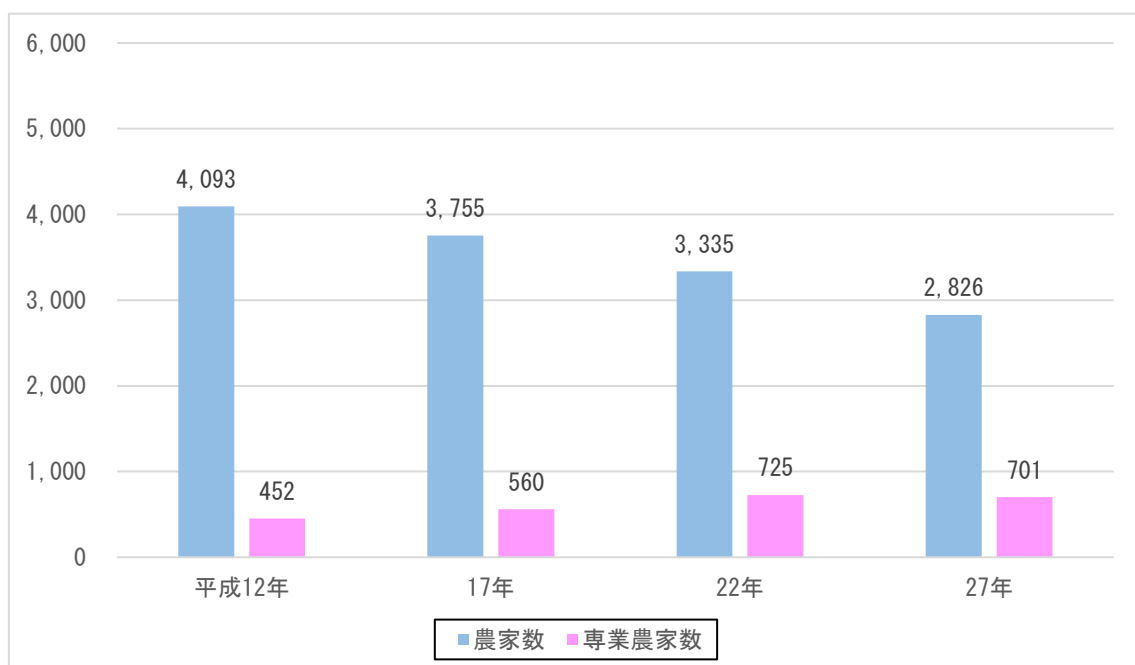
指 標		単位	新市合計	福島県合計	県計に占める 新市合計の割 合	出 典
人 口		人	49, 377	1, 914, 039	2. 6%	平成 27 年 国勢調査
農業	販売農家数	戸	2, 826	52, 270	5. 4%	平成 27 年 農林業センサス
	専業農家数	戸	701	12, 078	5. 8%	
工業	事業所数	箇所	141	3, 971	3. 6%	平成 28 年 経済センサス
	従業員数	人	4, 318	150, 230	2. 9%	
	製造品出荷額等	億円	783	49, 157	1. 6%	
商業	商店数	店	585	18, 628	3. 1%	
	従業員数	人	2, 740	129, 756	2. 1%	
	年間販売額	億円	597	46, 317	1. 3%	

② 農林業

新市における平成 27 年の農家数（販売農家数）は 2,826 戸、専業農家数は 701 戸です。平成 12 年の農家数は 4,093 戸、専業農家数は 452 戸で、農家数は減少傾向にありますが、一方、専業農家数は増加しています。

新市の林野面積（農林業センサス報告）は 37,707ha（うち国有林が 13,282ha）となっています。また、新市における林業への就業者数（国勢調査報告）は、平成 27 年では 54 人で、平成 12 年の 71 人から減少しています。

新市の農家数（販売農家数）、専業農家数の推移

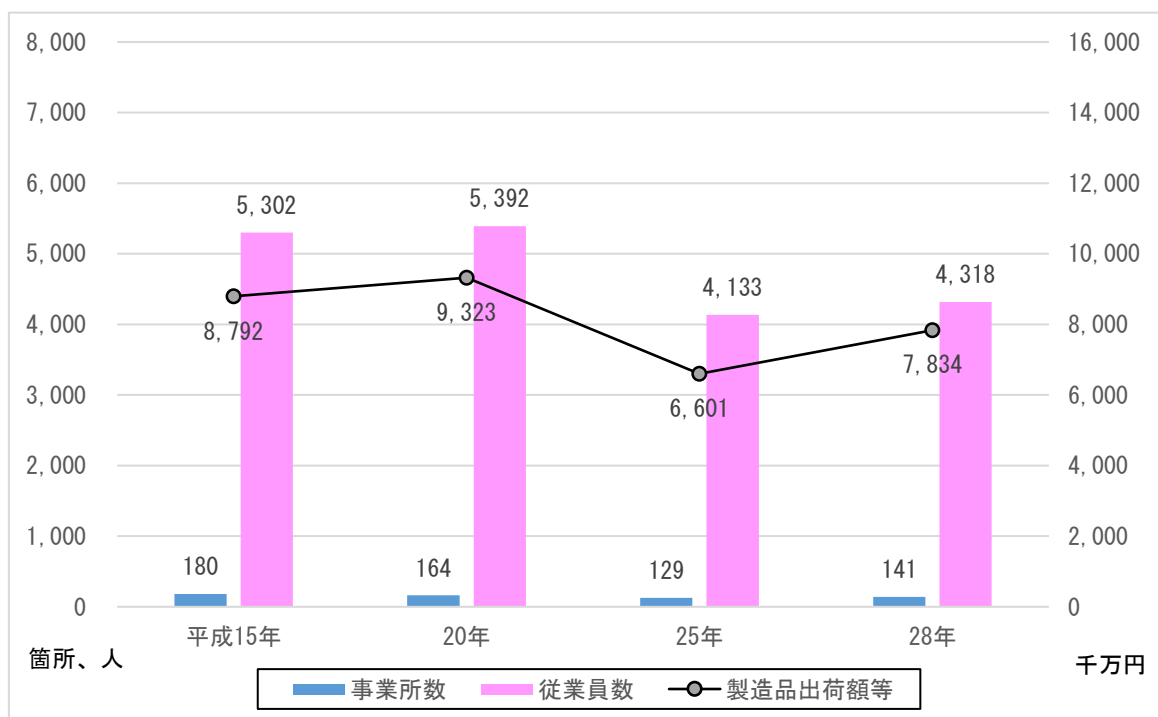


資料：農林業センサス

③ 工業

新市における平成 28 年の事業所数（従業員 4 人以上の事業所）は 141 カ所、従業員数 4,318 人で、製造品出荷額等は約 783 億円です。平成 25 年と比較すると、25 年の事業所数は 129 カ所、従業員数 4,133 人で、製造品出荷額等は約 660 億円となっており、事業所数、従業員数、製造品出荷額等とも増加傾向にあります。

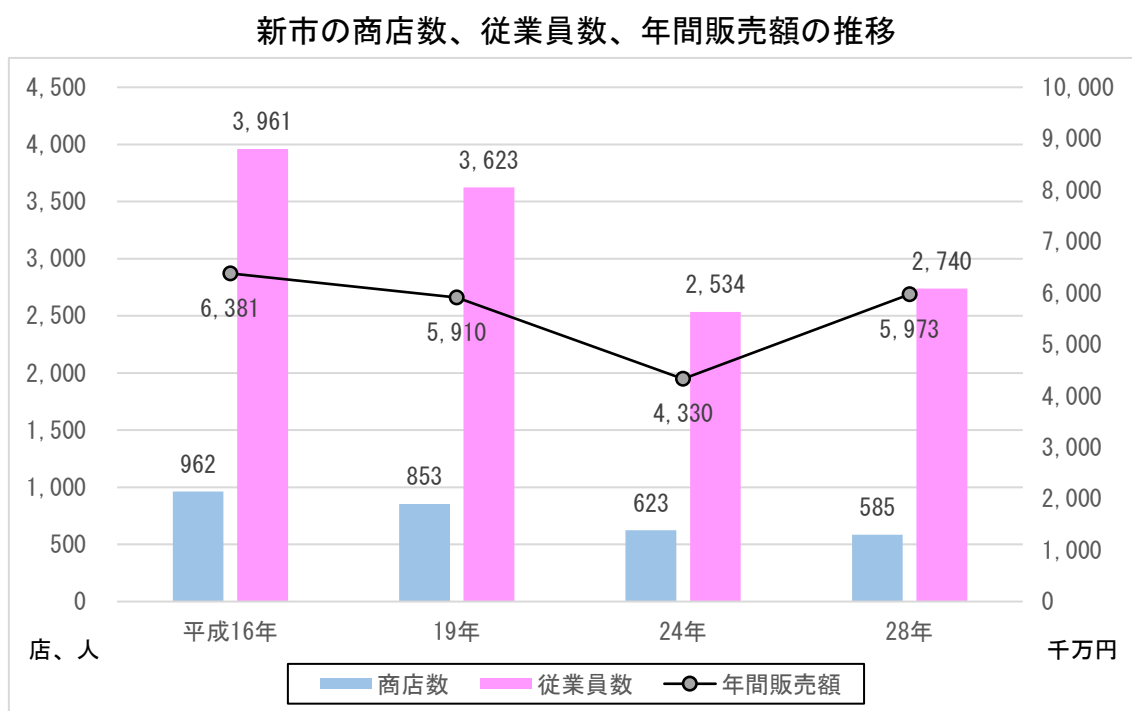
新市の事業所数、従業員数、製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査
経済センサス

④ 商業

新市の平成 28 年の商店数は 585 店、従業員数は 2,740 人、年間販売額は約 597 億円です。平成 16 年の商店数は 962 店、従業員数は 3,961 人、年間販売額は約 638 億円となっており、商店数、従業員数、年間販売額いずれも減少していますが、平成 24 年と比較すると、従業員数、年間販売額は増加傾向にあります。



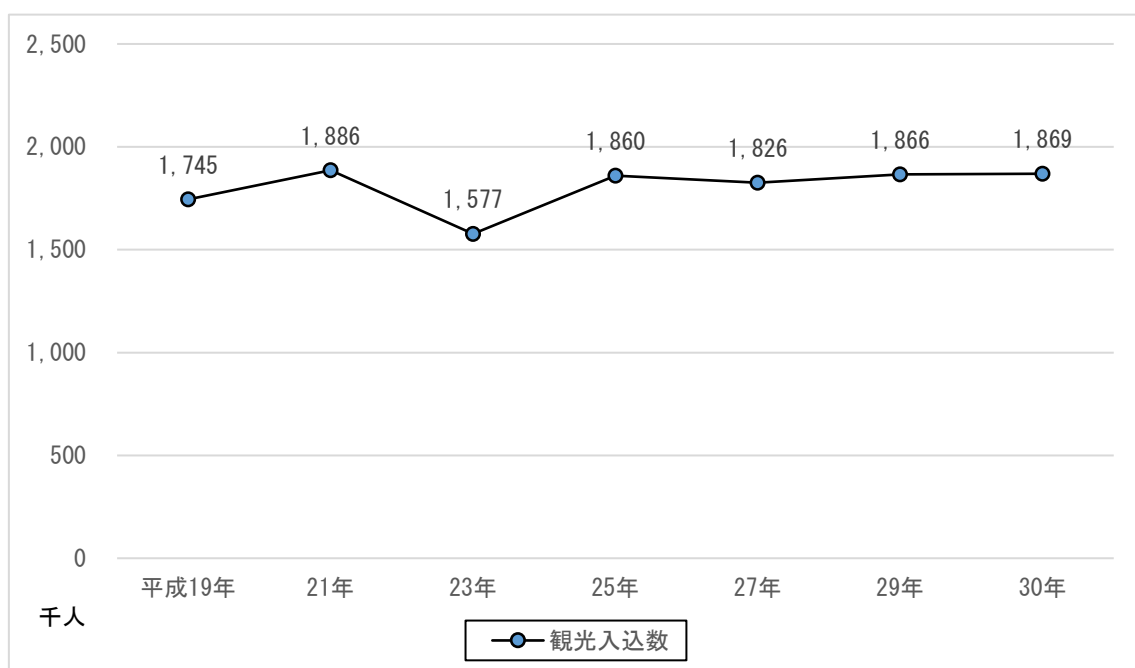
資料：商業統計調査
経済センサス

※平成 24、28 年の数値には、管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

⑤ 観光

新市の平成 30 年の観光入込数は約 186 万 9 千人です。観光入込数は、平成 19 年以降増加傾向でしたが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により大幅に減少しました。しかし、その後の風評被害対策等の取組により、近年では震災前の水準まで回復しつつあります。

新市の観光入込数



資料：市観光交流課

⑥ 行財政状況

新市の行財政指標をみると、議員数は 22 人、職員数は 467 人です。

一方、平成 30 年度の普通会計の決算状況をみると、歳出総額は約 249 億円、地方債残高は約 260 億円となっています。財政力指数は 0.37、経常収支比率は 94.9%、実質公債費比率は 8.6%です。

新市の行財政の指標

区 分	5 市町村合計	新 市
議員数（人）	79	22
職員数（人）	595	467
歳入総額（千円）	25,458,176	25,293,499
歳出総額（千円）	24,815,231	24,850,340
地方債残高（千円）	27,540,846	26,030,442
財政力指数	－	0.37
経常収支比率（%）	－	94.9
実質公債費比率（%）	－	8.6

【5 市町村合計】

*財政指標は平成 15 年度決算

*議員数は平成 16 年 11 月 1 日現在

*職員数は平成 15 年 4 月 1 日現在の普通会計部門職員数

【新市】

*財政指標は平成 30 年度決算

*議員数は令和元年 5 月 1 日現在

*職員数は平成 31 年 4 月 1 日現在の普通会計部門職員数

2 関連計画の把握

新市及び福島県の総合計画をまとめると以下のとおりです。

喜多方市総合計画（平成 19 年 3 月策定） 目標年次：平成 28 年度	
将来都市像	豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市 ～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～
基本課題	・ 地方分権の進展 ・ 人口減少、少子・高齢化への対応 ・ I C Tを中心とした高度情報化 ・ 地域・家庭における教育力の回復 ・ 雇用の創出と地域経済の活性化 ・ 住民との協働による社会形成 ・ 男女共同参画社会の進展 ・ 安全・安心な社会と快適な生活環境の形成 ・ 人と自然とが共生する循環型社会の形成 ・ 財政基盤の強化と行政の効率化
基本的な考え方	・ 市民主体 ・ 交流と連携 ・ 自然との共生
施策の大綱 施策の方針	・ 豊かな心を育むまちづくり～ひとづくり～ 心を豊かにする生涯学習の推進 特色ある学校教育の推進 安心して子育てができる環境整備の推進 次世代を担う青少年の健全育成の推進 ・ 魅力ある産業が有機的に結びつくまちづくり～産業づくり～ 地域の特色を生かした活力ある農林業の振興 地域の個性を生かした商工業の振興 もてなす心が温かい喜多方流観光の推進 ・ みんなの知恵と協働で創るまちづくり～地域社会づくり～ 住民と行政の協働の推進 男女共同参画の推進 地域間交流の推進 自然・歴史・文化に誇りがもてる地域資源の活用 ・ 健康と思いやりで創る安全で安心なまちづくり～くらしづくり～ 安心で健康に暮らせる保健・医療体制の推進 地域で育む福祉体制の推進 安全・安心の防犯・防災体制・交通安全対策等の推進 ・ 自然と共生する美しく快適なまちづくり～ふるさとづくり～ 快適な生活環境の形成 人と自然に配慮した環境の形成 地球環境を意識した循環型社会の形成

喜多方市総合計画（平成 29 年 3 月策定） 目標年次：令和 8 年度	
将来の都市像	力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち
基本的課題	○時代の潮流から見た基本的課題 ・人口減少社会（少子高齢化）の進行 ・経済情勢への対応 ・安全・安心対策の充実 ・未来を拓く人材の育成 ・環境問題への対応 ・高度情報化への対応 ・価値観・生活様式の多様化への対応 ・市民参画と協働の推進 ・地方分権の進展と特色ある自治体運営の推進 ○市民の意識・意向から見た基本的課題 ・産業の振興と雇用の創出への対応 ・地域医療体制の充実 ・子育て環境整備の充実 ・地域コミュニティの活性化 ・地域資源の活用 ・公共交通機関の利用環境への対応
基本的な考え方	○協働によるまちづくり ○だれもが輝くまちづくり ○地域性を生かしたまちづくり ○交流と連携によるまちづくり
施策の大綱 施策の基本方向	○地域の特性を生かした力強い産業づくり ・基幹産業である農業、ものづくり産業のさらなる発展と魅力ある観光を推進。企業誘致や林業再生など力強い産業の振興により、新産業や雇用創出、所得向上が実現されるまちを目指す。 ○地域を支え未来を拓く人づくり ・質の高い良好な教育の実践とその環境整備、市民への学習機会の提供や主体的に活動できる環境を整備することにより本市の未来を支える人材が育つまちを目指す。 ○安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり ・保健、医療、介護、福祉の充実と連携、災害等への備えの強化などに日々のくらしにおける安全・安心を確保し、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境や、高齢者が生きがいをもってくらせる環境づくりを推進するとともに、社会基盤の維持・充実により、だれもが快適で生活しやすいまちを目指す。 ○自然との共生と元気なふるさとづくり ・市民活動の支援、地域間の連携・交流や企業等との協力・連携、移住者の受け入れ等により、魅力的で持続可能なまちづくりを推進する。生活環境や自然環境等に配慮した取組を進めるなど、自然との共生と市民と行政の協働による活力あふれるまちを目指す。

福島県新長期総合計画 (平成 12 年 12 月策定) 地域別構想 (会津地域)	
対象地域	2 市 12 町 7 村
地域の課題	・ 中山間地域を中心に過疎化、高齢化が急速に進行しているため、住民医療・福祉サービスの情報化の促進や就業、教育等の生活環境の整備 ・ 高速交通体系へのアクセス機能の向上による新たな産業誘導、交流の拡大を通じた中山間地域の活性化 ・ 交流を拡大して地域の活性化を促すためには、豊かな観光資源や高速交通体系を生かし、広域的な周遊観光、国際観光や体験型観光等の多様化する観光ニーズに的確に対応するなどの取組みの推進 ・ 会津大学等との産学連携による研究環境の整備やベンチャー企業の育成により、高度技術産業、情報関連産業、研究開発機能等の集積促進 ・ 会津漆器や会津本郷焼など伝統的地場産業の振興や農産物加工や都市との交流を含めた多様な農林業の振興 ・ 地域の核となる会津若松市と喜多方市の総合的な都市機能の充実強化と、広域的な幹線道路網の整備による両市とその周辺町村とのアクセス強化
地域の将来像	「美しい自然と高度先端技術が調和した質の高い歴史文化交流圏」
基本的発展方向	・ 多彩なふれあい・交流が展開する地域の形成 ・ 魅力ある観光・リゾート地域の形成 ・ 産学連携による高度技術産業圏域の形成と地場産業や活力ある農林業の展開 ・ 都市機能充実と周辺町村との連携による圏域の一体的な振興

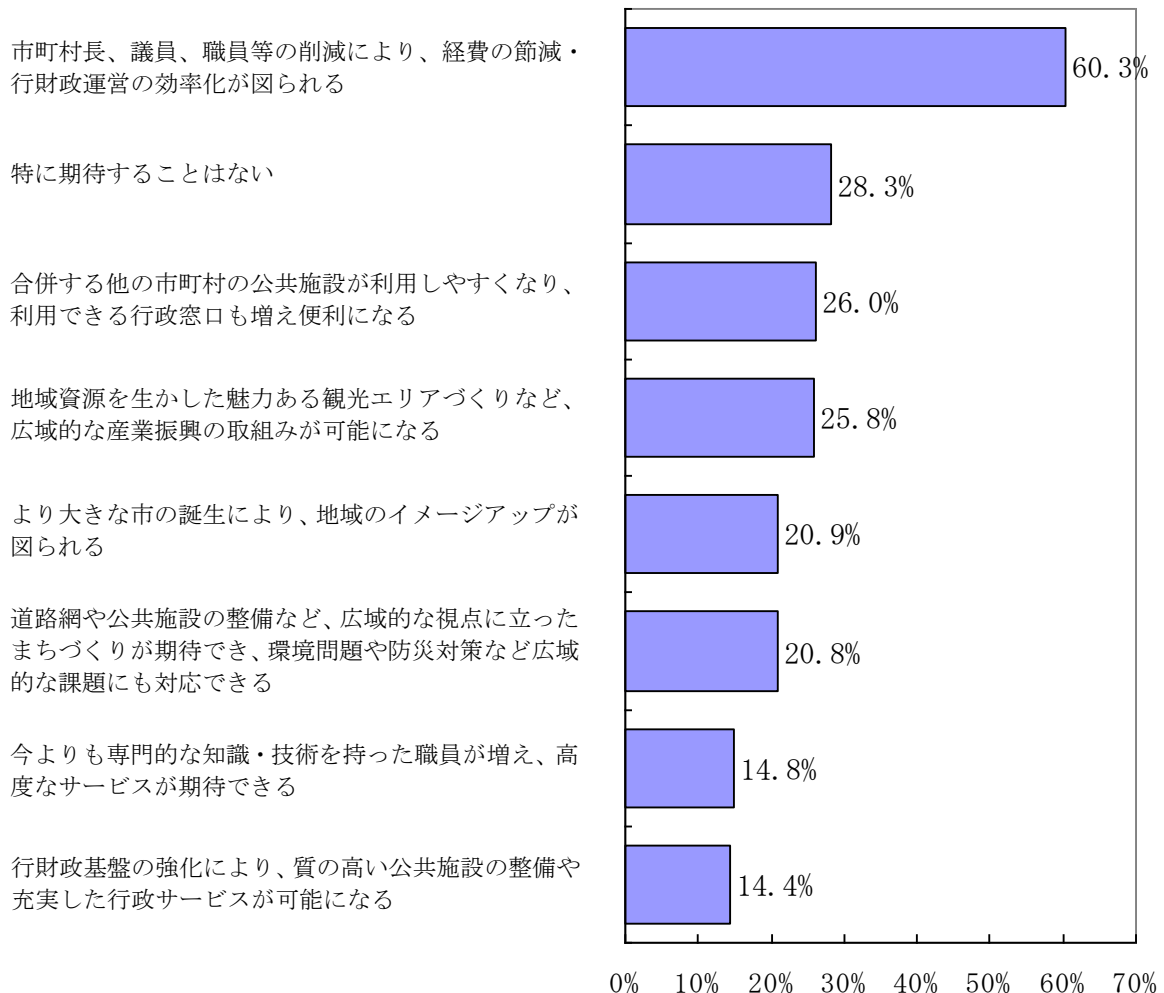
福島県総合計画「ふくしま新生プラン」 (平成 24 年 12 月策定) 地域別の主要施策（会津地域）	
対象地域	2 市 8 町 3 村
主要課題	・ 観光・交流人口の拡大と地域の活性化 ・ 過疎・中山間地域の活性化 ・ 災害対策、安全・安心の確保 ・ 農林水産業を始めとした地域産業の振興 ・ 自然環境、景観の保全・継承・活用
目指す方向性	地域特性を生かした交流促進、産業振興を図るとともに、過疎・中山間地域の活力回復や安全・安心の確保に努めます。
主要施策	・ 交流促進に向けた受入環境の整備 ・ 過疎・中山間地域の活力回復に向けた環境の整備 ・ 安全・安心な生活を支える基盤の整備 ・ 地域経済を支える産業の振興・集積 ・ 自然環境、景観等を後世に伝える取組

3 住民アンケートの結果について （平成 16 年調査）

（1） 合併により期待すること

本計画の策定のため実施した住民アンケート調査で、「合併により期待することについて」は、「市町村長、議員、職員等の削減により、経費の節減・行財政運営の効率化が図られる」が 60.3%と最も多く、次いで「特に期待することはない」が 28.3%、「合併する他の市町村の公共施設が利用しやすくなり、利用できる行政窓口も増え便利になる」が 26.0%などとなっています。

住民アンケート調査結果（設問：合併により期待すること）



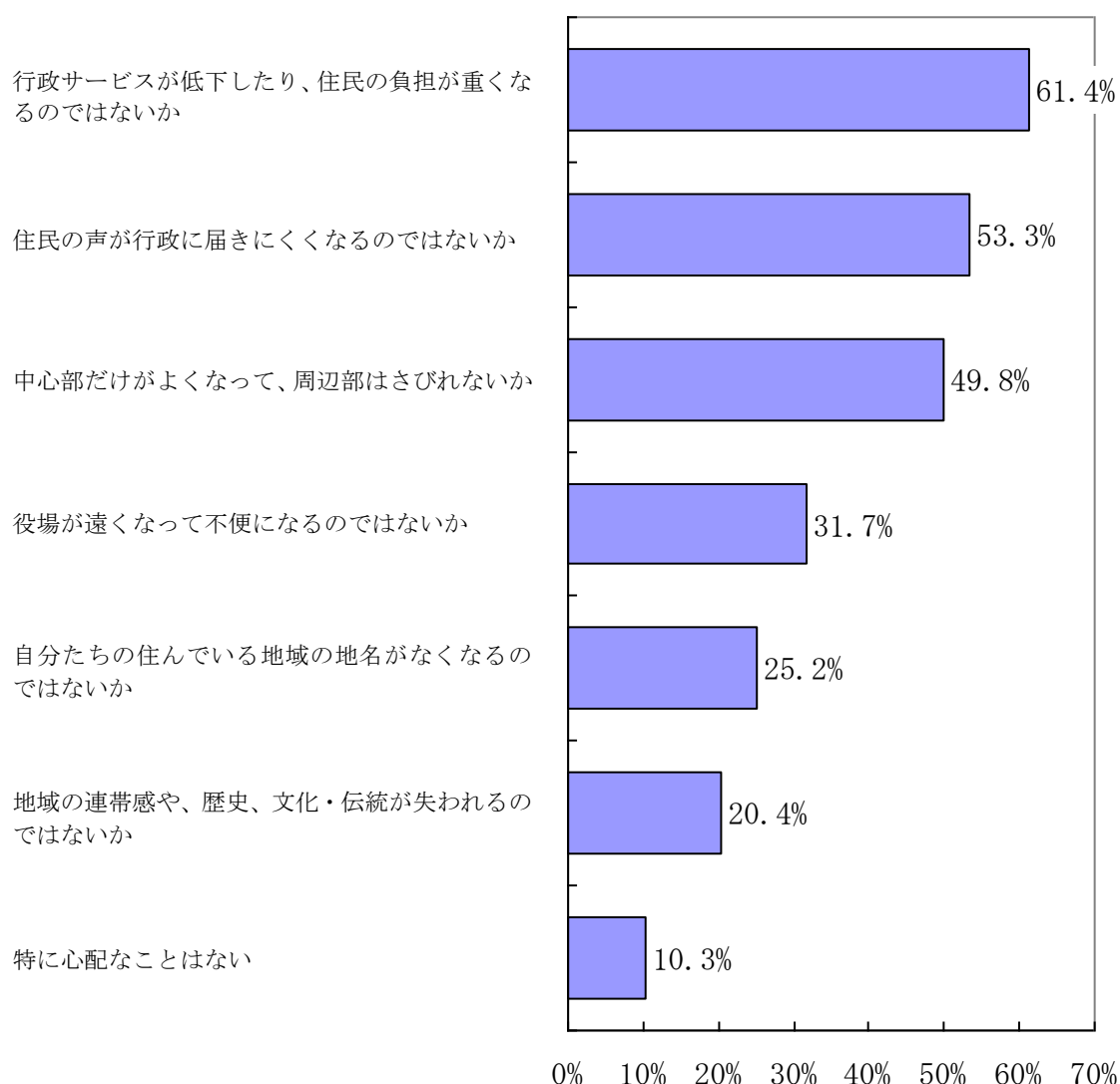
新市においては、適正な職員の配置や広域的な視点に立った公共施設の整備など、効率的な行財政運営を図るとともに、情報網の拡大や生活圏の拡大に対応した広域的な行政サービスの提供に努めることとします。

また、各地域が持つ歴史や自然、様々な食文化など豊富な観光資源を有機的に結びつけ、ルート化を図ることにより、魅力ある観光エリアづくりを進めるなど、広域的総合的なまちづくりに努めることとします。

(2) 合併により心配すること

本計画の策定のため実施した住民アンケート調査で、「合併により心配することについて」は、「行政サービスが低下したり、住民の負担が重くなるのではないか」が 61.4%と最も多く、次いで「住民の声が行政に届きにくくなるのではないか」が 53.3%、「中心部だけがよくなって、周辺部はさびれないか」が 49.8%などとなっています。

住民アンケート調査結果（設問：合併により心配すること）



新市においては、合併の効果を生かした効率的な行財政運営に努めることにより、削減された経費を住民に直接かかわる事業や施設の整備に重点的に充てることが可能になるとともに、住民に身近なサービスについては身近なところで提供できるよう努めていきます。

また、公共施設の整備等に当たっては、新市の均衡ある発展や住民の利便性に配慮して進めていくとともに、地域の声の反映や住民自らが参画していく住民と行政が協働するまちづくりが進められる体制の整備に努めていきます。

(3) 5市町村の現状

本計画の策定のため実施した住民アンケート調査における「5市町村の現状について」の概要は、以下のとおりです。

「ひとづくり」の満足度は、「生涯学習の推進」が51.5%と最も多く、次いで「子育てしやすい環境の整備」が45.6%、「小、中学校教育の充実」が42.9%などとなっています。一方、不満度は、「青少年の健全育成」が43.3%と最も多く、次いで「子育てしやすい環境の整備」が35.1%、「小、中学校教育の充実」が33.9%などとなっています。

「産業づくり」の満足度は、「観光の振興」が33.6%と最も多く、次いで「農林業の振興」が25.9%、「工業の振興」が11.1%などとなっています。一方、不満度は、「雇用の安定」が80.9%と最も多く、次いで「商業の振興」が72.0%、「工業の振興」が57.2%などとなっています。

「地域社会づくり」の満足度は、「伝統文化の保存と継承」が42.7%と最も多く、次いで「自然環境の保全と保護」が41.0%、「住民と行政との協働によるまちづくり」が33.6%などとなっています。一方、不満度は、「住民と行政との協働によるまちづくり」が41.8%と最も多く、次いで「男女共同参画社会の実現」が40.9%、「自然環境の保全と保護」が33.9%などとなっています。

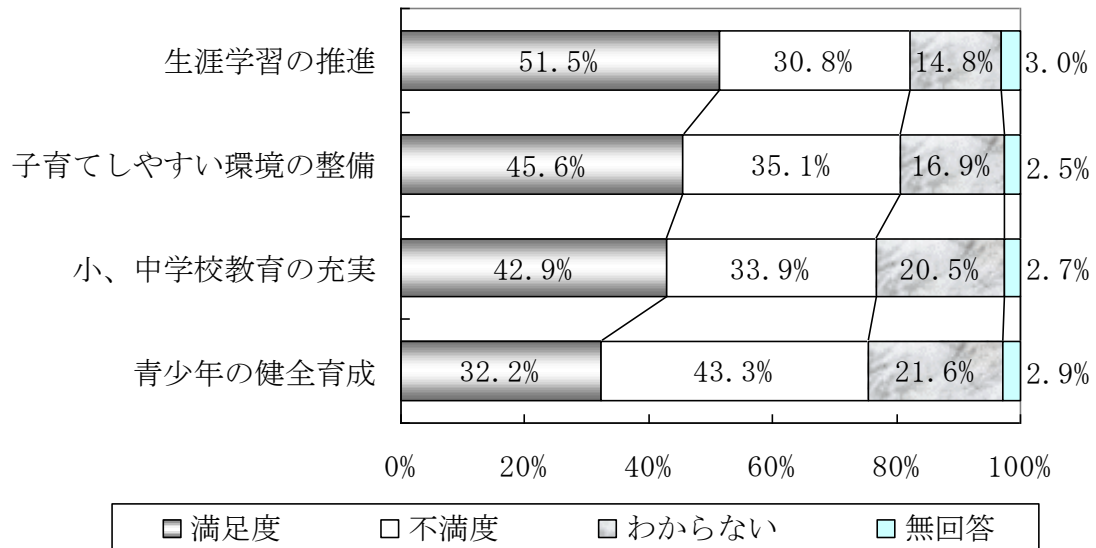
「くらしづくり」の満足度は、「交通安全の推進」が49.8%と最も多く、次いで「保健・福祉施設の充実」が47.8%、「地域ぐるみの福祉活動の推進」が46.8%などとなっています。一方、不満度は、「健康づくりと医療体制の整備」が48.5%と最も多く、次いで「保健・福祉施設の充実」が39.0%、「防犯・防災対策の充実強化」が38.0%などとなっています。

「都市づくり」の満足度は、「上水道の整備」が64.6%と最も多く、次いで「幹線道路や集落間の道路の整備」が43.2%、「下水道の整備」が39.0%などとなっています。一方、不満度は、「下水道の整備」が48.4%と最も多く、次いで「幹線道路や集落間の道路の整備」が48.3%、「環境型社会の形成」が47.1%などとなっています。

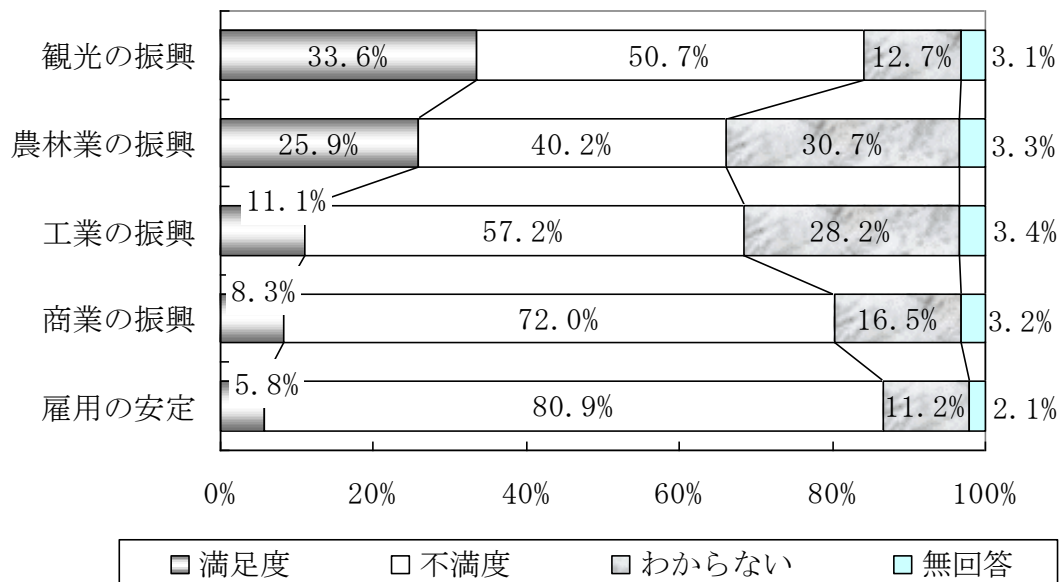
「行財政運営」の満足度は、「開かれた行政の推進」が36.6%と最も多くなっています。一方、不満度は、「行政組織、人材の育成」が51.6%と最も多くなっています。

住民アンケート調査結果（設問：5市町村の現状について）

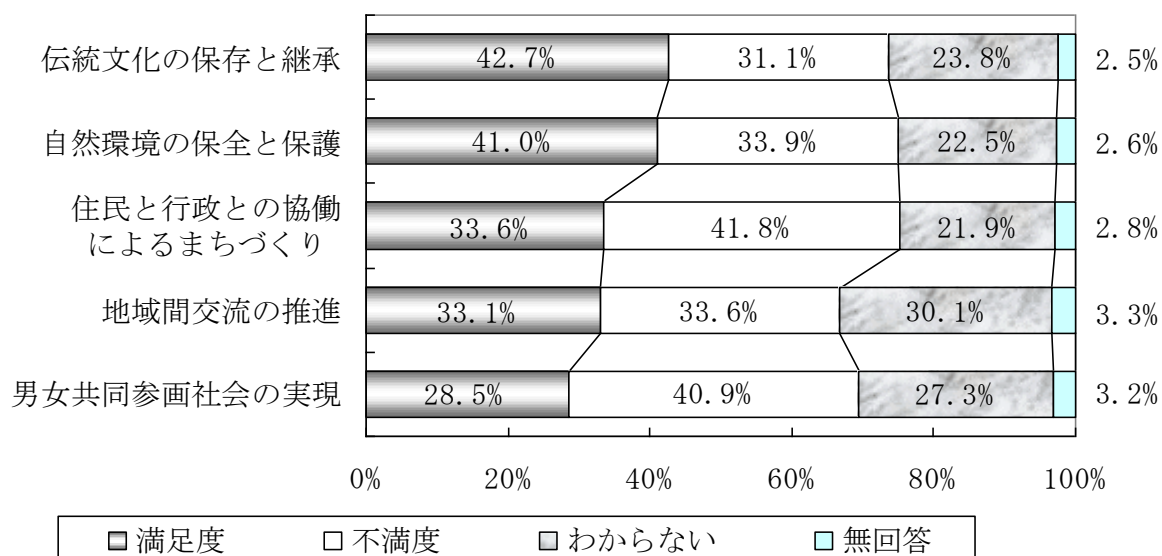
【ひとづくり】



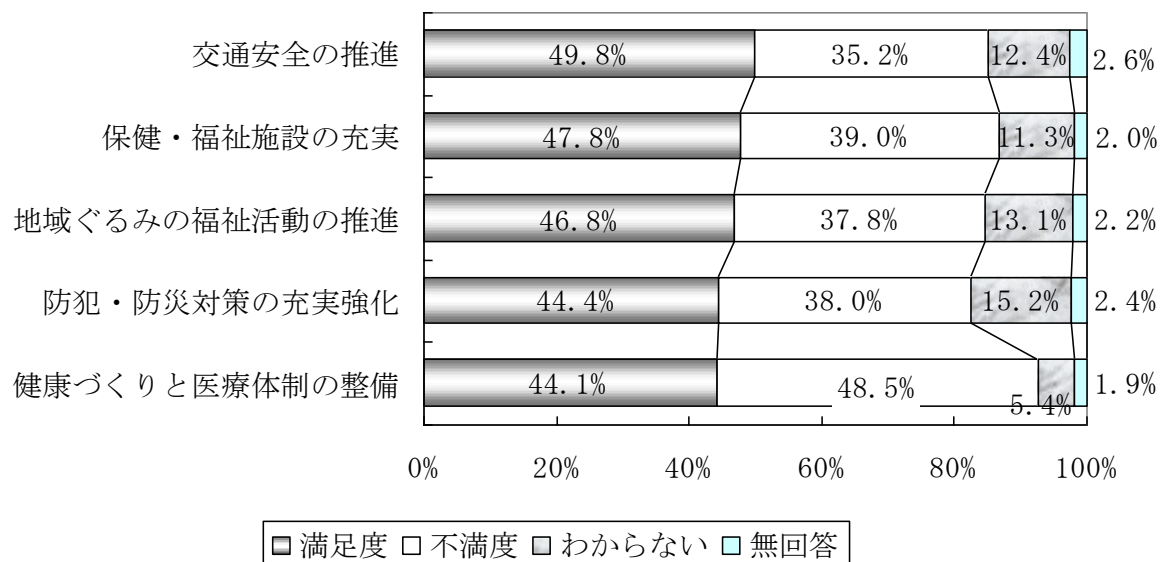
【産業づくり】



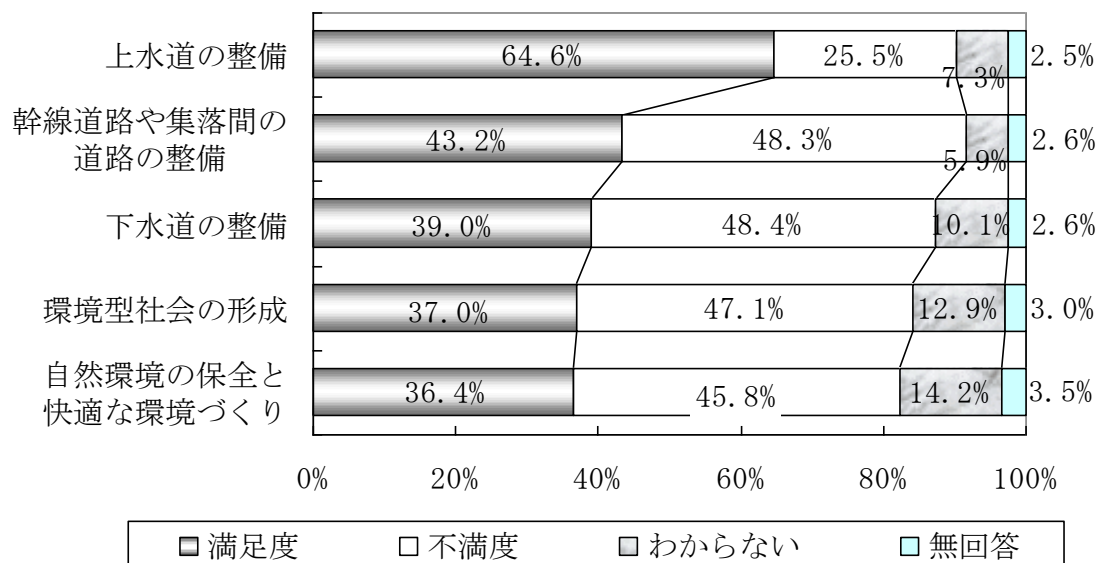
【地域社会づくり】



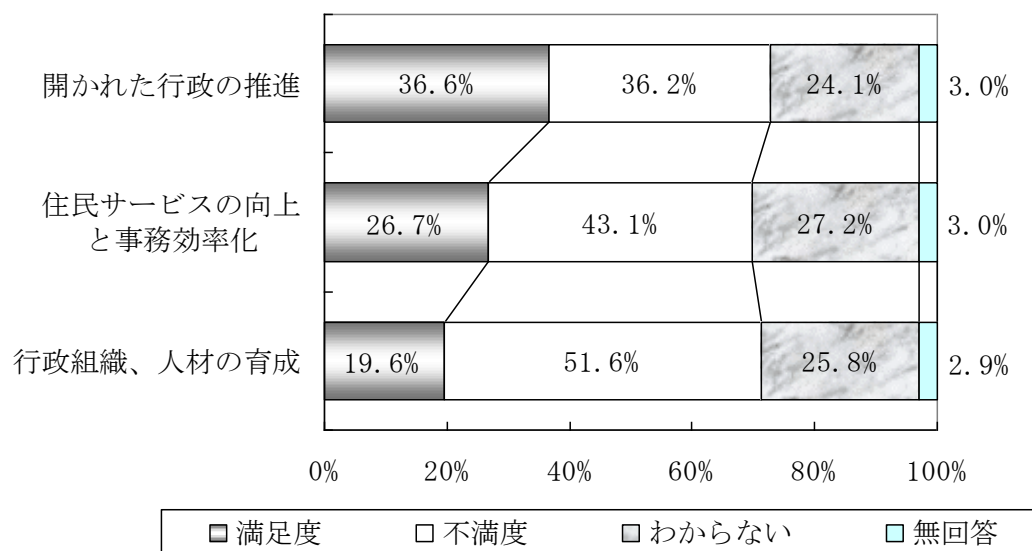
【くらしづくり】



【都市づくり】



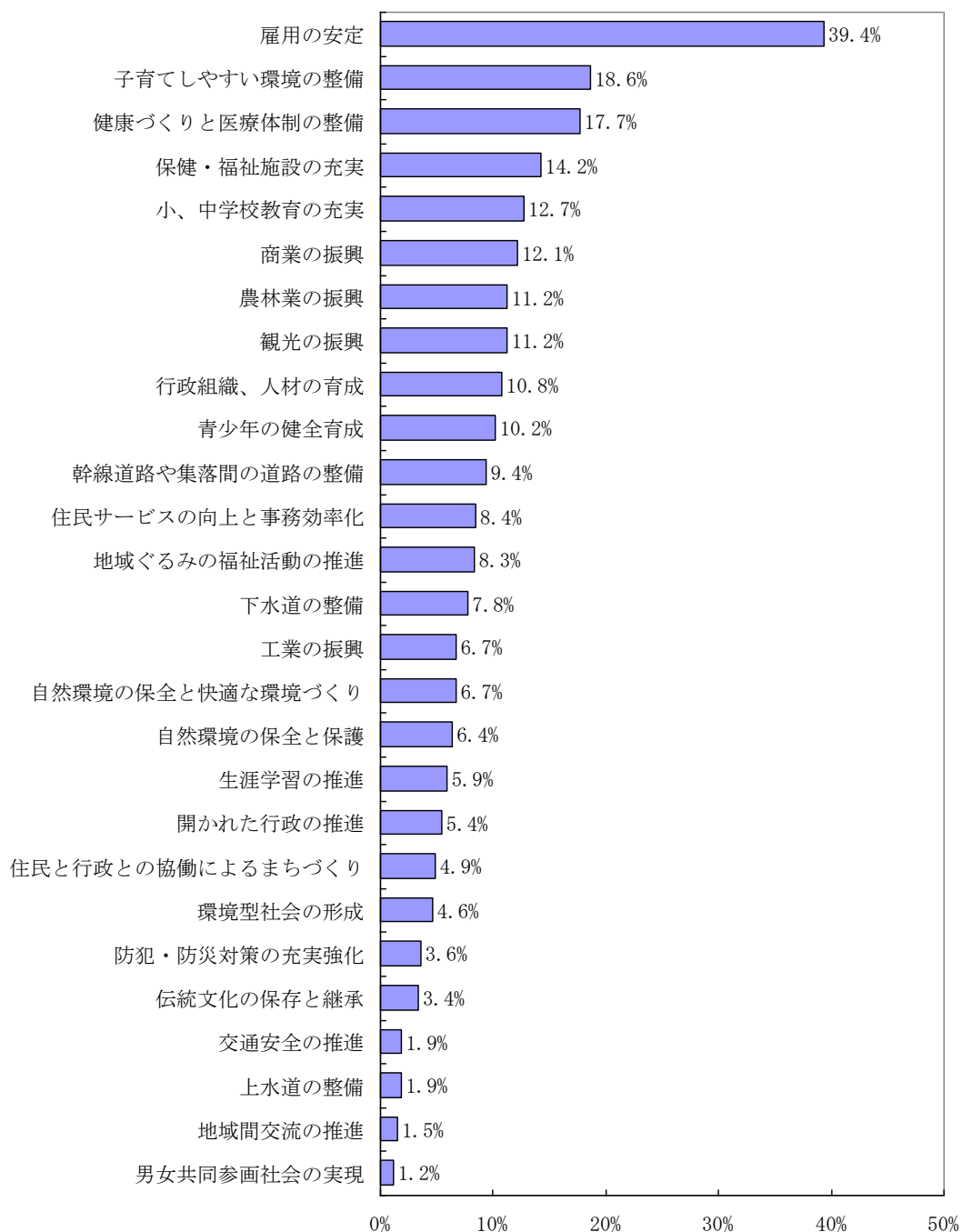
【行財政運営】



(4) 新市の重要施策

本計画の策定のため実施した住民アンケート調査で、「新市が重点的に進めていく施策について」は、「雇用の安定」が39.4%と最も多く、次いで「子育てしやすい環境の整備」が18.6%、「健康づくりと医療体制の整備」が17.7%などとなっています。

住民アンケート調査結果（設問：新市が重点的に進めていく施策について）



4 新市の主要課題

(1) 少子・高齢化に対応した「ひとづくり」の課題

新市では、若者の他地域への流出や晩婚化、未婚率の上昇などにより、子供の数はますます減少する傾向にあり、少子・高齢化が進んでいます。

そこで、核家族化が進む現代では、共働きの家庭においても働きながら安心して子供を生み育てられる環境づくりが必要となっています。

住民アンケートにおいても、「子育てしやすい環境の整備」については、45.6%の方が現状に満足しているとしている一方、新市が重点的に進めていく施策として多くの方がこの分野での施策展開を望んでおり、特に子供を預けやすい環境に対する要望が多くなっています。

学校教育では、学校週5日制の主旨である「生きる力」をはぐくむためには、「教えられる」から「自ら学ぶ学習環境」への脱皮を図るため、地域資源を生かした体験学習の充実や家庭・地域との連携強化を図るとともに、環境学習や国際理解の学習、情報学習などを取り入れることが教育施設の充実とともに必要になっています。

また、地域に根ざした伝統文化が数多くある反面、その後継者の育成や人材不足に苦慮している状況にあることから、新市の活性化を図っていくためには、次代を担う創造性豊かな人材の育成と世代間交流が促進されるような環境整備や施策の展開が求められています。

一方、社会ニーズの変化や高齢社会に対応して、地域住民がいきいきと生活していくためには、いきがいくくりが一層重要になることから、地域資源を活用した生涯学習環境づくりへの対応を推し進めるとともに、文化・スポーツ活動などへのニーズに対応した魅力ある施設が十分整備され、効率的な利活用ができる環境整備が必要となっています。

(2) 魅力ある「産業づくり」の課題

新市の3分類別にみた産業構造は、第1次産業から2次、3次産業主体へと移り変わってきており、今後もこの傾向は続くと予想されます。

このような産業構造の変化の中、地域の産業経済は現在、多くの分野において深刻な状況におかれています。

米の生産調整や農産物の自由化、激しい地域間競争等により、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

また、建設業や製造業では倒産や廃業等で事業所数が昭和61年をピークに減少傾向が続いており、商業でもモータリゼーションの進行や郊外型の大型小売店の進出等により中心市街地の空洞化が進んでいます。

さらに、観光産業では、人々の余暇活動が多様化するなかで、地域の特色を生かした観光資源や食文化を活用しながらも、新市の観光客年間入り込み数は約160万人にとどまっています。

このような状況を反映して、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いており、住民アンケートにおいても、雇用の安定を望む声が他の分野に比してかなり多くなっており、特に働く場の確保に関する要望が多くなっています。

(3) 新しいまちを担う「地域社会づくり」の課題

地域住民の生活様式や価値観が多様化する一方、厳しい財政状況の中、住民の様々なニーズ全てに行政だけが応えるのは困難な時代になっています。また、新市の各地域においても大都市圏に比べれば、地域コミュニティに基づく相互扶助体制がまだ残されているとはいえ、若年層の流失などにより、その維持が困難な状況もみられることから、行政・市民・事業者・市民団体などが適正な役割分担に基づき、協力しながらまちづくりを進める体制の整備が必要となっています。

さらに、様々な特性を持つ新市の魅力を高めるためには、住民各人が新市の地域資源を認識し、それらを有機的に結びつけていくことが必要です。また、高速交通体系や情報網の整備を図り、人や情報の流れを一層活発化させ、情報発信や人材育成といった面からも、ひと・もの・情報の交流をなお一層推し進めることが必要となっています。

一方、男女共同参画社会の形成には、男女の違いにかかわらず、各人がそれぞれの能力を十分に生かしていくことが地域の活性化にとっては不可欠です。このため、職場や家庭、地域で男女がともに育児や社会参加ができる環境づくりを進めることが必要です。

(4) 安全・安心の「くらしづくり」の課題

高齢化の進展により、保健・医療・介護・福祉サービスに対するニーズは、一層高まることが予想されることから、高度医療体制の確保や在宅での介護・福祉サービスなどへの広域的対応が必要となっています。また、新市では高齢者のみの世帯が多く見られることから、日頃から、住民がともに支えあう地域社会づくりが求められています。

さらに、新市の居住区域は広範囲に及んでいることから、高齢者や交通手段を持たない住民のために、地域医療体制や救急医療体制の充実が求められています。このため、住民アンケートでも、医療体制の現状に対する不満は高い結果となっており、特に安心していつでも受診できる環境の整備に対する要望が強くなっています。

一方、防犯・防災対策は、誰もが安全で安心できる健全で明るい地域社会の形成のため、各地域における自主防災組織の強化や住民が一体となった防犯・防災意識の高揚を図ると共に、災害等に対する防災施設の充実を図るとともに防災体制の確立を積極的に進める必要があります。また、交通安全施設の整備と合わせた事故防止活動を進めることや本地域においては宿命ともいえる冬季間の除雪体制の確保を図る必要があります。

（５） 快適な生活環境に向けた「都市づくり」の課題

新市が持つ清らかな水と豊かな緑に恵まれた自然環境や田園風景・集落景観・歴史的町並みは、貴重な財産として次世代へ受け継ぐことが求められています。

また、限られた資源の有効活用を進め、自然にやさしい循環型社会の形成と自然エネルギーの有効活用を促進することが課題となっています。

広域的道路体系では、会津北部地域と山形県とを結ぶ南北方向の重要路線として位置づけられている会津縦貫北道路が整備された一方、東西方向では、磐越自動車道を活用するための広域的アクセス道路整備が必要となっています。また、新市の均衡ある発展を確保するため、地域内を結ぶ幹線道路の整備が必要になっています。

鉄道では、運行本数や会津若松駅からの連絡など新市にとって不便な傾向にあるため、地域住民や企業、観光客にとってより利便性が向上するように改善していくことが必要となっています。

バスの運行では、首都圏を結ぶ高速バスが運行されているものの運行回数や運行時間帯などの改善が求められています。また、生活路線バスは、新市をリンクした運行体制ではなく、今後の対応が課題となっています。

生活環境の形成では、上水道の整備を進めるとともに、老朽化などに対応した施設設備の適正で計画的な更新を図り、効率的な維持管理を進めることが必要となっています。また、自然環境の保全と快適な生活環境を形成していくためには、下水道などの施設整備の計画的な推進と適正な維持管理が必要となっています。

情報通信では、広大な地域の地理的要件を克服するため、距離や時間にとらわれずにさまざまな情報の送受信が可能なＩＴ技術を積極的に活用し、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備を積極的に進めることや住民のだれもが

I T技術の恩恵を受けることができ、その有効活用を可能としていくために、知識や技術の習得が課題となっています。

(6) 効果的で効率的な「行財政運営」の課題

行政需要の増大や国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、新市においても効率的な行政運営が求められます。また、行政区域の拡大への対応や多様な住民の声を行政に反映させるための行政組織や広聴公聴制度の整備が必要となっています。

そこで、行政への住民参加を促すとともに、広域ネットワークの活用と電子自治体の構築により新市の地形的要因を感じさせない情報システムが構築され、住民と行政の双方向性のある情報の共有化が求められます。

また、少子高齢化の進展や国の三位一体の改革等により、地方財政の取り巻く状況は今後も一層厳しさを増すことが予想されます。

住民アンケートにおいても、合併による効果として経費の節減や行財政運営の効率化に対する期待が大きくなっています。

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

(1) 人口

新市の人口は、減少傾向にあり、令和 12 年の人口は、41,503 人と推計されます。

(2) 年齢別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、老年人口の増加が顕著となりますが、令和 2 年以降は高齢人口についても減少局面に入ると予測され、令和 12 年には 16,534 人、構成比は 39.8%を占めると推計されます。

年少人口、生産年齢人口については、依然として減少傾向にあり、令和 12 年には、それぞれ 5,075 人、19,894 人となると推計されますが、年少人口の構成比は令和 2 年以降増加し、令和 12 年には 12.2%を占めると推計されます。

(3) 就業人口

就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加などが見込まれるものの、生産年齢人口が減少していることから、就業者数も減少傾向で推移するものと推計されます。

第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の就業人口については、令和 12 年で、それぞれ 2,655 人、6,232 人、11,423 人に減少するものと推計されます。

2 世帯

世帯数については、単身世帯の増加や核家族世帯と単身世帯以外のその他一般世帯の減少などにより世帯人員が減少し、令和 12 年の 1 世帯あたり人員は 2.66 人に減少すると予測されます。また、人口減少の影響により世帯数自体の減少も見込まれており、令和 12 年の世帯数は 15,631 世帯と推計されます。

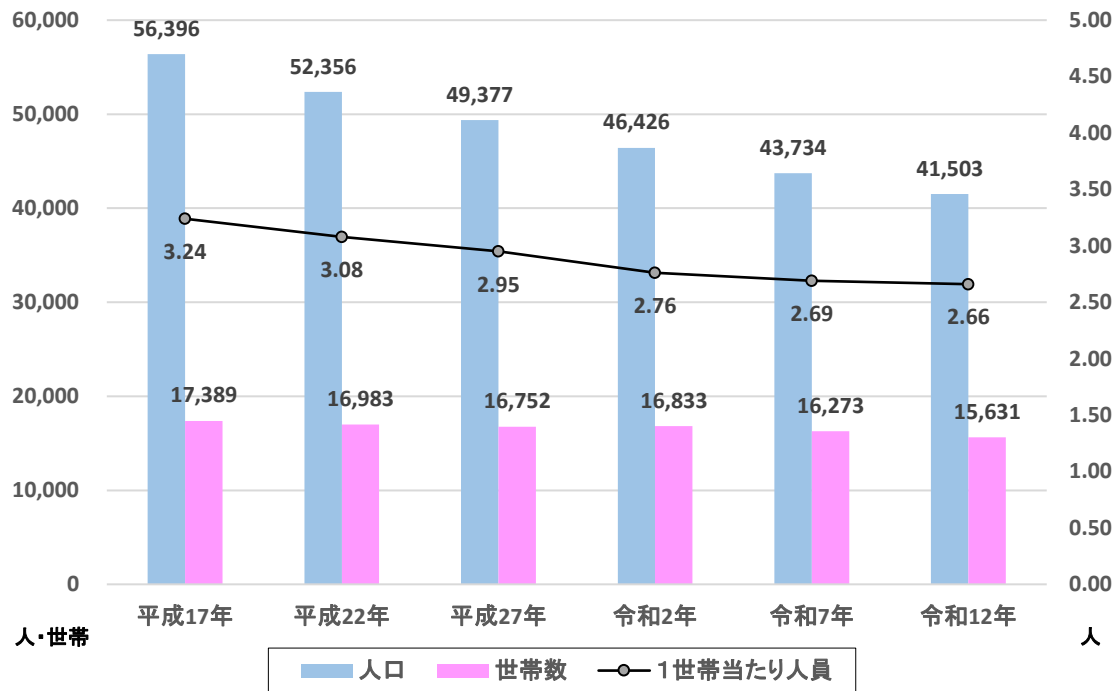
■主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

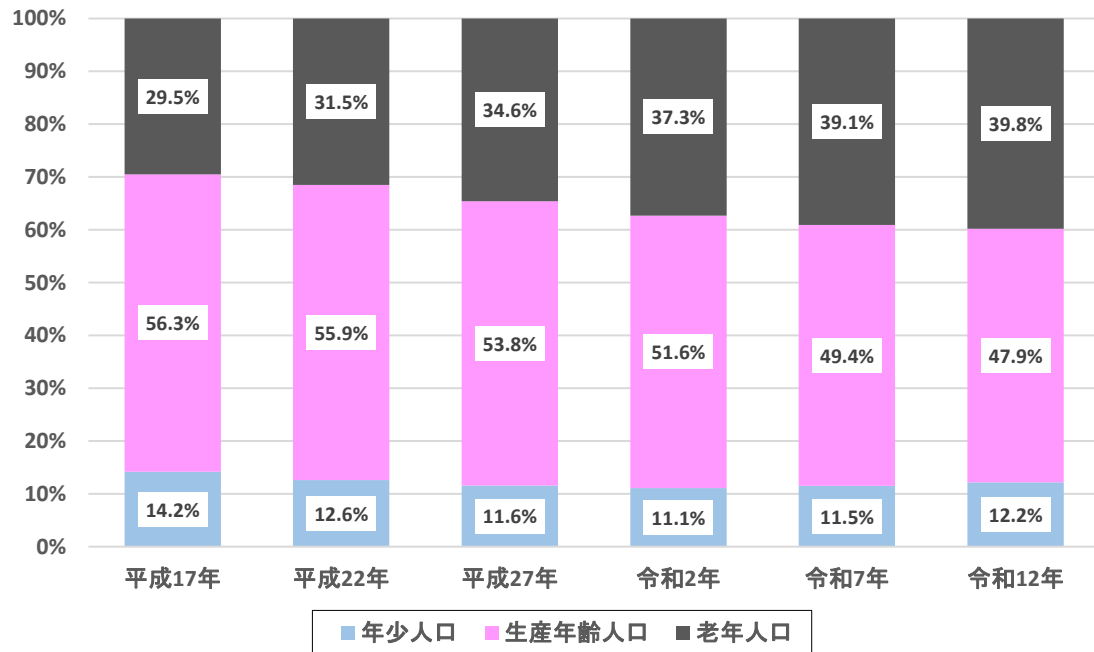
区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
人口		56,396	52,356	49,377	46,426	43,734	41,503
年齢別人口	年少人口(0～14 歳)	8,000	6,560	5,619	5,143	5,021	5,075
	割 合	14.2	12.6	11.6	11.1	11.5	12.2
	生産年齢人口(15～64 歳)	31,752	29,232	25,951	23,949	21,604	19,894
	割 合	56.3	55.9	53.8	51.6	49.4	47.9
	老年人口(65 歳以上)	16,600	16,459	16,674	17,334	17,109	16,534
	割 合	29.5	31.5	34.6	37.3	39.1	39.8
世帯数		17,389	16,983	16,752	16,833	16,273	15,631
1世帯当たり人員		3.24	3.08	2.95	2.76	2.69	2.66
就業人口		27,803	24,686	23,766	23,017	21,583	20,310
就業率		57.5	54.0	55.8	55.8	55.8	55.8
産業別	第1次産業就業人口	4,654	3,530	3,081	3,010	2,822	2,655
	割 合	16.8	14.7	13.1	13.1	13.1	13.1
	第2次産業就業人口	8,922	7,371	7,230	7,062	6,622	6,232
	割 合	32.3	30.8	30.7	30.7	30.7	30.7
	第3次産業就業人口	14,077	13,036	13,253	12,945	12,139	11,423
	割 合	50.9	54.5	56.2	56.2	56.2	56.2

* 各指標の数値について、平成 17 年から平成 27 年については実績値（国勢調査）、令和 2 年からは推計値となっています。

人口・世帯の推移



年齢構成比の推移



Ⅳ 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

『豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市』

～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～

新市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北は世界遺産の国内候補に挙げた飯豊連峰がどっしりと腰を据え、東に磐梯山の頂を望む雄国山麓が裾野を広げ、南にゆったりと流れる阿賀川と日橋川、西には太古のロマンがあふれる里など、豊かで、雄大な自然環境が残されています。

この自然が生んだ清らかで豊富な水や澄んだ空気、さわやかな緑、彩り豊かな四季は、住んでいる人々に生活の糧と安らぎや潤いを与え、この地域の伝統と生活・文化を築いてきました。そして、5つの市町村がこれまで育んできた、蔵のまちとラーメン、ひめさゆりと三ノ倉高原、花しょうぶとのれんのまち、飯豊連峰とそばの里、ボートと化石の里などは、住んでいる人々の誇りであり、安全で安心できる農林産物も自慢できる大きな素材です。

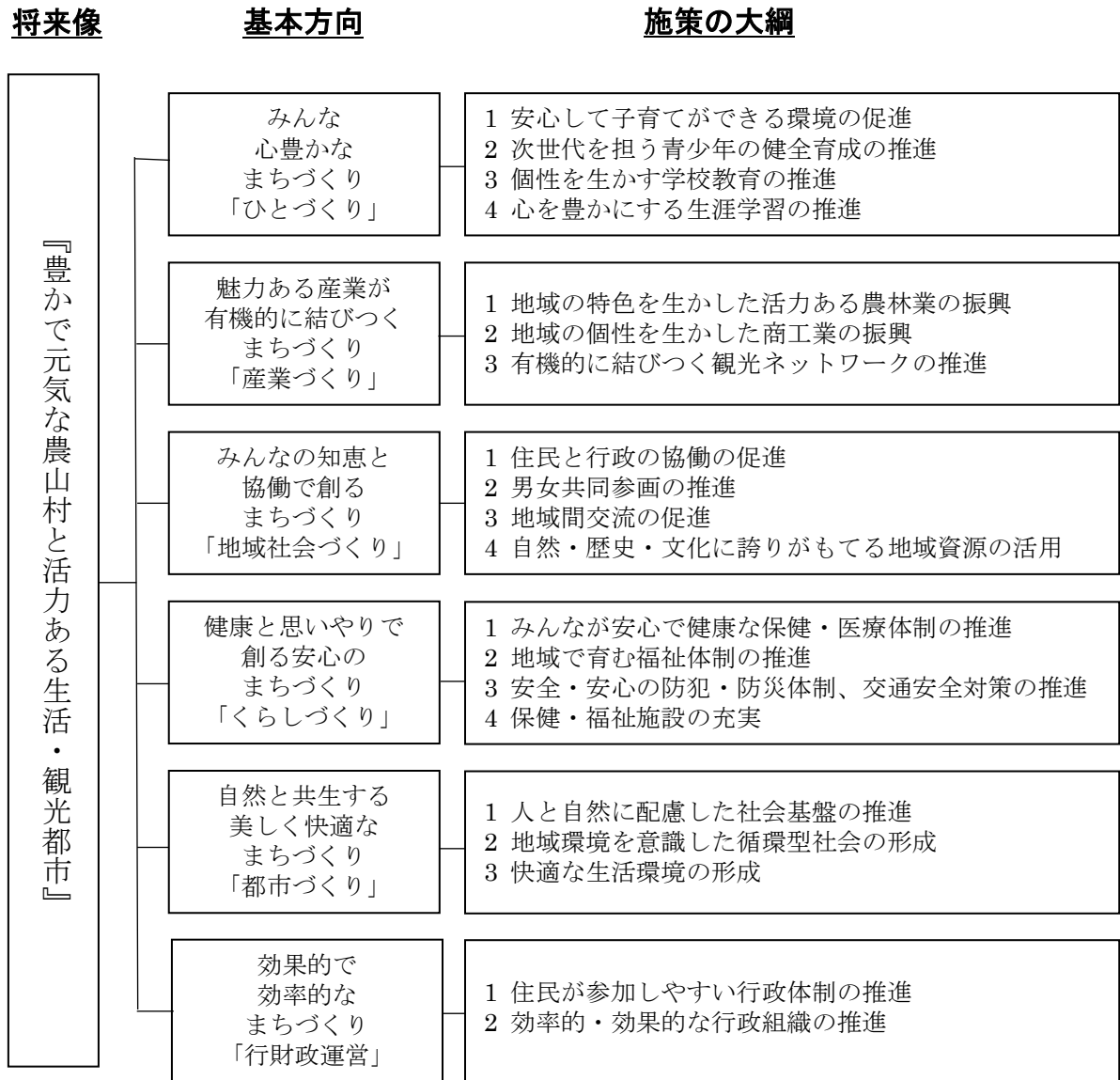
また、観光などで訪れる人々を癒しの空間ともてなしの心で暖かく迎え入れており「また行きたい」、そして、「住んでみたい」などと実感できる魅力ある宝物が豊富な地域です。

さらに、広大で多様性のある地域特性を有することから、旧来の市町村の枠を超えた生活圈や産業の連携など、新市での将来を見据えた土地利用の再構築が可能な地域です。

そこで、新市では、自然が生んだ清らかで豊富な水や澄んだ空気、さわやかな緑、彩り豊かな郷土を大切にし、自然景観、農林産物、地場産品などに関するさまざまな資源を一体的に生かした観光関連産業の活力の増進、土地利用の再構築などにより魅力ある就業の場の創出と若者の定住化による生産年齢の増加、そして、経営基盤の安定や地域経済の活性化を促し、人々が安心していきいきと暮らすことができ、にぎやかで子ども達の笑顔があふれる新しいまちを目指すこととし、新市の将来像を『豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市』（～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～）とします。

この将来像は、この地域の清らかな水や山々の緑といった豊かな自然がもたらす安らぎや潤いが、快適で安全な住環境や活力ある各種産業と有機的に連携することにより、将来に向けて、新しい時代の新しい都市を創り出すことを目指しています。

2 新市の施策体系



3 新市の基本方向と主要な施策

(1) みんな心豊かなまちづくり「ひとづくり」

新市では、未来を担う子どもたちが元気よく、スクスク育つために、乳幼児の健やかな育成が図れる環境の整備を目指すとともに、子どもを持つ親が抱える育児によるストレスや不安を解消できるよう、親同士が交流できる場や相談体制の整備を図るなど、親が働きながら安心して子育てができる環境の充実を図ります。

そのため、保育施設の充実を図るとともに広域的な利用や学童保育制度の導入など、子育て支援策の充実に努めます。特に、働きながら子供を育てられる環境整備が求められており、保育所や児童館については住民ニーズに対応した運営に努めていきます。

また、学校教育施設の充実や自ら学び続けることのできる学習環境の整備を推進するとともに、地域が一体となった青少年の健全育成により、未来を担う人材の育成と創造性豊かな人づくりを進めます。

特に、世代間の交流が促進されるような環境の整備により、子どもたちの健全育成を図るとともに、高齢者の新たな生きがいを築き上げるような施策の展開を図ります。

さらに、人々の心を豊かにする生涯学習やスポーツ活動を促進するため、学校施設の開放や均衡ある施設の配置や充実を図ります。

- 1 安心して子育てができる環境の促進
- 2 次世代を担う青少年の健全育成の推進
- 3 個性を生かす学校教育の推進
- 4 心を豊かにする生涯学習の推進

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
安心して子育てができる環境の促進	幼稚園・保育所・こども園の整備	○幼稚園・保育所・こども園の整備・改築・改修 ○備品の整備
	児童施設の整備・運営	○児童館児童クラブ館の整備 ○放課後児童の保護

	子育て支援	○保育内容の充実 ○育児相談への対応 ○若者定住の促進 ○屋内こども遊び場の整備 ○子育て交流・支援施設の整備
次世代を担う青少年の健全育成の推進	青少年の健全育成	○青少年活動の推進 ○マナーの向上・非行防止 ○ボランティア活動への支援
	青少年団体等の育成	○子供会、スポーツ少年団等の育成・支援
	人材の育成	○小中学生の海外派遣
個性を生かす学校教育の推進	小中学校施設の整備	○校舎の整備・改築・改修 ○体育施設の整備・改修 ○備品の整備
	学力の向上対策	○学習内容の充実 ○教職員の研修 ○外国語指導助手の配置
	心の教育	○心の教育の充実 ○相談員・指導員の配置
	学校給食の充実	○給食設備・給食センターの整備・改修 ○地域食材の利用促進
	特別支援教育の充実	○特別支援学級等の充実 ○相談体制の整備
	通学、進学への支援	○スクールバスの整備 ○就学進学費用の支援
心を豊かにする生涯学習の推進	生涯学習の推進	○生涯学習の推進
	体育施設・社会教育施設の整備	○体育館・運動場の整備 ○社会教育施設の整備 ○図書館の整備 ○備品の整備
	生涯スポーツの推進	○スポーツ教室・体育行事の運営 ○指導者の育成 ○スポーツ関係団体の育成
	文化活動への支援	○文化活動施設の整備 ○文化活動団体への支援

(2) 魅力ある産業が有機的に結びつくまちづくり「産業づくり」

新市では、食の安全性などを重視し、米をはじめ野菜や畜産、特用林産物など、安全な農産物の生産や農林業基盤の整備により農林業の活性化を図ります。

工業については、これまで蓄積されてきた高い技術力を生かしながら、独創性を発揮したもののづくりの活性化を図ります。あわせて環境と調和した環境共生型の産業や古くから地場産業として息づいている発酵技術などを生かした伝統産業への支援施策を進めます。

商業については、地域住民の消費生活の場として親しまれている商店街の活性化を図ります。

観光面では、飯豊連峰、雄国山麓や三ノ倉高原、北部の山々からの澄んだ川の流れ、阿賀川などの豊かな水量を生かしたイベントやその大河が育んだ太古のロマン、また、ラーメン、地酒、そばなどに代表される産業文化と、財産となり得る様々な伝統文化を生かし、観光の活性化を図ります。また、グリーン・ツーリズムなど、都市と農村の交流を契機とした新しいスタイルの観光も取り入れながら、これらの資源や素材を生かした魅力ある観光エリアづくりを進めます。

特に、近年の経済状況を反映し、雇用に対する不安が非常に高いことから、農林業、商工業、観光の各分野が有機的に結びつくことによって、各産業の活性化を図り、雇用の場の創出と安定を目指します。

- 1 地域の特色を生かした活力ある農林業の振興
- 2 地域の個性を生かした商工業の振興
- 3 有機的に結びつく観光ネットワークの推進

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
地域の特色を生かした活力ある農林業の振興	農業基盤の整備	○用排水路・ため池・農道の整備 ○ほ場整備
	農村環境の整備	○集落施設の整備 ○中山間地域総合整備
	特産農産物栽培への支援	○農業用施設・機械の整備・支援 ○栽培技術の支援
	新たな農作物・農業技術導入への支援	○農業用施設の整備 ○種苗購入への支援 ○技術導入への支援
	農林産物の販路拡大	○6次産業化の推進 ○販路及び消費拡大の支援

	環境にやさしい農業の推進	○低農薬低化学肥料栽培の促進 ○エコファーマーの育成
	遊休農用地の利活用	○農地流動化の促進 ○新規就農者・後継者への支援 ○土地利用型作物の振興
	林道の整備	○林道の整備・改良 ○幹線林道の整備促進
	グリーン・ツーリズムの推進	○都市と農村の交流 ○体験農業の促進
地域の個性を生かした商工業の振興	商業の振興	○商店街活性化への支援 ○中心市街地の活性化 ○産業振興拠点の整備
	地場産品の振興	○地場産品開発への支援 ○商工団体への支援
	中小企業への支援	○資金融資・利子補給
	工業団地の整備	○工業団地の整備促進
	産業人材の育成	○産業人材育成施設の整備
有機的に結びつく観光ネットワークの推進	広域観光の推進	○観光宣伝の充実 ○観光ガイドの育成 ○案内板の整備
	イベント開催による観光客誘致	○各種イベントの開催・支援
	観光施設の整備・運営	○観光施設の整備・改修・備品の整備 ○観光施設の管理運営 ○登山道の整備

(3) みんなの知恵と協働で創るまちづくり「地域社会づくり」

新市では、既存の地域コミュニティを大切にしながら、NPOやボランティア団体などの活動を促進し、市民同士の協力、市民と行政の協働によるまちづくりをめざします。

また、施策決定への女性の積極的な参加を促進し、多様な意思が反映される行政システムの構築とともに、年齢、性別、身体的能力などの違いにかかわらず、

すべての住民が生き生きと生活できる社会を目指します。

新市の魅力を発信し、多様な人材を育成するため、5市町村が今まで築いてきた各地域との交流を生かしながら、国内外の各地域との交流を一層促進します。

一方、豊富な水資源や豊かな自然の環境保全、活用を図るとともに、人々の心を豊かにし、新しいまちの財産としての付加価値を増すことが期待される地域内の伝統芸能や文化、街並みなどの保存・活用を図り、人々にも歴史民俗などに関する共通理解が促進されるように努めます。

さらに、旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のための基金造成等についても新市において検討することとします。

- 1 住民と行政の協働の促進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 地域間交流の促進
- 4 自然・歴史・文化に誇りがもてる地域資源の活用

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
住民と行政の協働の促進	コミュニティ活動の支援	○地区集会所・市民活動施設の整備改修・備品の整備
	地域活動の支援	○市民が行う地域づくり事業への支援
男女共同参画の推進	男女共同参画社会の推進	○男女共同参画社会の推進
地域間交流の促進	友好・近隣都市との交流推進	○国内外の友好・姉妹都市との交流 ○磐越道等沿線自治体との交流
	都市との交流事業	○交流施設の整備
自然・歴史・文化に誇りがもてる地域資源の活用	地域に残る自然や歴史文化の保全活用	○自然環境の保全・保護 ○文化財の保存・活用 ○歴史的建造物や景観・街並みの保存・活用
	伝統文化・歴史の継承	○伝統芸能・伝統工芸の保護 ○歴史文化の記録 ○郷土民俗資料展示施設の整備

(4) 健康と思いやりで創る安心のまちづくり「くらしづくり」

新市では、生活習慣病の予防推進、高齢者の健康づくりの推進や就業機会の拡充による生きがいづくり、介護予防対策と介護支援の推進、ボランティアなどによる地域ぐるみの福祉活動により、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、誰もが安心して受診できる医療環境の整備が求められていることから、関係機関とも協力しながら、高度医療体制の促進や救急医療体制の整備、高齢者など交通手段を持たない住民のための地域医療体制の充実に努めていきます。

特に、本地域における中核的な医療機関である県立病院については、住民が安心して暮らせるための地域医療体制の整備が図られるよう、関係機関への働きかけを一層進めていきます。

高齢社会に対応するために必要な、保健・医療・介護・福祉施設などの施設整備を行い、また、シルバー人材センターの活動区域も拡大することなどから、高齢者の生きがいのある生活へ支援を進めます。

さらに、防犯・防災体制、交通安全対策の充実・強化を図るとともに、消費者被害を未然に防止するための相談体制の整備など、安全で安心できるまちづくりを推進します。

- 1 みんなが安心して健康な保健・医療体制の推進
- 2 地域で育む福祉体制の推進
- 3 安全・安心の防犯・防災体制、交通安全対策の推進
- 4 保健・福祉施設の充実

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
みんなが安心して健康な保健・医療体制の推進	健康づくり・いきがいづくりへの支援	○市民の健康管理 ○高齢者の健康・いきがいづくりへの支援 ○高齢者の社会参加への支援
地域で育む福祉体制の推進	高齢者への生活支援	○日常生活、外出への支援 ○在宅介護サービスへの支援
	障がい者への生活支援	○障がい福祉サービスの充実

安全・安心の防犯・防災体制、交通安全対策の推進	消防・防災施設の整備	○消防ポンプ・消防自動車の整備 ○防火水槽・消火栓の整備 ○消防屯所の整備 ○防災無線の整備
	交通安全の推進	○交通安全施設の整備 ○交通安全教育の充実
	防犯体制の整備	○防犯灯の整備 ○相談窓口の設置
保健・福祉施設の充実	保健・福祉施設の整備	○保健・福祉施設の整備 ○看護・介護・福祉人材育成施設の整備

(5) 自然と共生する美しく快適なまちづくり「都市づくり」

新市では、自然エネルギーを生かすなど環境負荷の少ないライフスタイルや限りある資源の有効活用とごみ減量化など循環型社会の形成を図ります。また、一人ひとりが身近な環境問題から地球環境の保全といった大きな問題をともに考えて行動するまちづくりに取り組むとともに、環境にやさしい調和のとれた景観に配慮した魅力あるまちづくりを進めます。

国土利用計画法などの各種土地利用計画の再編により、調和のとれた適切で良好な土地利用を図るとともに、地域を結ぶ幹線道路や市道は、地域の均衡ある発展に資するため早期整備を進めます。

また、上下水道や住宅環境などについては、生活環境の改善と自然環境の保全に配慮しながら整備するとともに、一般廃棄物処理については、新市において策定する処理計画に基づき適正な処理を進めるなど、快適なまちづくりを進めます。

- 1 人と自然に配慮した社会基盤の推進
- 2 地球環境を意識した循環型社会の形成
- 3 快適な生活環境の形成

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
人と自然に配慮した社会基盤の推進	市道の整備	○市道の新設・改良 ○橋梁の整備
	除雪体制の整備	○除雪機械・除雪体制の整備

	水路等の整備	○準用河川・水路の整備
	公園の整備	○公園の整備
	駅周辺の整備	○駅前広場の整備 ○自由通路の整備
	区画整理事業の推進	○区画整理事業
	国土調査事業の推進	○国土調査事業
地球環境を意識した循環型社会の形成	廃棄物減量化の促進	○資源ゴミの収集 ○集団回収への支援
	新エネルギーの導入	○太陽光発電導入への支援 ○公共施設等への導入
快適な生活環境の形成	水道施設の整備	○水道施設の整備
	下水道・農業集落排水の整備	○下水道・農業集落排水の整備
	合併浄化槽設置の促進	○浄化槽設置への支援
	公営住宅の整備	○公営住宅の整備
	公共交通機関の維持	○路線バス等の広域幹線交通の運行確保 ○予約型乗合交通等地域内交通の運行確保
	環境の保全	○不法投棄の防止 ○市内一斉清掃の実施
	空き家対策の推進	○空き家対策の推進

(6) 効果的で効率的なまちづくり「行財政運営」

新市では、合併の効果を最大限に生かすため、定員管理計画を策定し、適正な人員配置に努めるなど、行政組織や関係機関の行政体制を積極的に見直すとともに、総務管理部門等を集約し、住民サービスにかかわる部門へ職員を重点配置することにより、住民サービスの維持・向上を図ります。

また、男女共同参画や情報化など、専任職員の配置が困難であった部門への職員の配置による、より専門的な行政サービスの提供に努めるとともに、ITの活用等により行政事務の効率化を図るほか、住民の声を反映させる行政運営や迅

速な行政サービスの提供に努めます。

財政運営においても、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、行政コストの削減に努める一方、健全な財政運営に配慮しながら合併に伴う財政支援策を効果的に活用するなど、財政基盤の確立を図ります。そのため、行政評価システムを導入し財源の重点配分に努めるなど、限られた財源で最大の効果を上げるよう、計画的、効率的な財政運営を推進します。

行政サービスの拠点となる市役所庁舎については、新庁舎の建設も含め、その整備方針を新市において早期に検討することとします。現在の町村役場については総合支所として引き続き活用するとともに、老朽化した施設については、コミュニティ施設としての機能と併せ、その整備を進めていきます。

また、合併前の各市町村が従来独自に処理してきた事務の中には、新市が処理するよりも旧市町村単位で処理することが効果的な事務や地域住民の生活の利便性の向上が図れる事務があるため、現在の熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村を区域とする合併特例区をそれぞれ設置し、それらの事務を処理することとします。

1 住民が参加しやすい行政体制の推進

2 効率的・効果的な行政組織の推進

《新市が実施する主要な施策》

施策の大綱	主 要 事 業	事 業 概 要
住民が参加しやすい行政体制の推進	行政施設の整備	○庁舎・市民センターの整備・改修
効率的・効果的な行政組織の推進	行政の効率化の推進	○電算システムの整備 ○戸籍の電算化
	行政サービスの向上	○職員研修の充実 ○行政改革の推進
	健全な財政運営	○計画的で健全な財政の運営
	公共施設等の適正管理	○インフラ施設等の長寿命化対策 ○老朽化や廃止となった公共施設の解体等

V 新市における福島県事業の推進

1 福島県の役割

県の北西部に位置する喜多方地方5市町村の地域は、飯豊山や雄国山麓などに代表される「緑」と阿賀川や日橋川などに代表される「水」が織りなす豊かで、雄大な自然に恵まれています。また、その自然が育んだ「食」や先人から伝わる「歴史・文化」などを有し、会津北部の拠点都市としての発展が期待される地域です。

福島県では、市町村が地方分権の真の担い手としてその力を十分発揮できるよう、イコールパートナーとして共に考え、支援に努めることとしており、新市の速やかな一体性の確保や地域の均衡ある発展とともに、県が目指す新しいネットワーク型社会の一翼を担う地域としての形成が図られるよう、県事業を積極的に推進していきます。

また、本地域などの過疎・中山間地域は、多面的機能が評価されつつも、依然多くの課題を抱えていることから、住民の主体性にも配慮しながら総合的な施策を推進していきます。

2 新市における福島県事業

(1) 安心してらせるまちづくり

① 医療体制の整備

市民が安心して暮らせるための地域医療体制の整備は不可欠であることから、市民がいつでも必要な医療サービスを身近に受けられるような体制の充実を進めていくとともに、高度医療、救急医療に対応できる医療体制の整備を進めていきます。

② くらしと環境を守る基盤整備

本地域は、飯豊山などの山々や会津盆地に降り注ぐ雨か、大小の河川を流下し、阿賀川や日橋川に流れ込んでいます。このため、豪雨等の際にも本地域が安全で安心した暮らしが実現できるよう、治水対策を推進します。

また、山地崩壊や土砂の流出を防ぎ、安全な居住空間を創出するための治山、砂防事業、地すべり対策事業や急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、下水道整備事業への支援を進めていきます。

(2) 活力ある産業づくり

① 農林業の振興・農村環境の整備

本地域の基幹産業である農業の生産性向上のため、ほ場整備や用排水路の整備など農業生産基盤の整備を推進するとともに、農道整備や中山間地域総合整備事業など農村環境の整備を推進します。

また、森林空間の総合的な利用や山村の生活環境の改善のため、林道の整備・改良を推進します。

② 産業振興による雇用の創出

地場産業の活力が低下する中で、厳しい雇用状況が続く本地域においては、新たな雇用機会の開発が急務となっていることから、地域内への企業誘致を促進するとともに、会津大学などの産業資源を活用し、将来的に成長が見込まれる情報通信関連分野などの新しい産業の振興や新事業の創出を促進するほか、伝統技術を生かした地場産業の振興を図ります。

また、中心市街地活性化への対応など地域経済を支える商業の振興を図るための取組みを進めるとともに、本地域の豊かな自然や食文化を生かした広域観光ルートの整備や観光客誘致活動を進めるなど、観光・サービス産業の振興による雇用の場の創出に努めていきます。

(3) 交通網の整備によるネットワークづくり

① 広域的な道路網の整備

豊富な地域資源を生かした観光をはじめとする産業振興や他地域との交流を活性化するには、県内外との交通ネットワークの整備が必要とされています。

このため、会津縦貫北道路にアクセスする路線の整備促進に努めます。

また、磐越自動車道へのアクセスや広域交流の基盤となる主要地方道などの整備促進に努めます。

② 新市の均衡ある発展のための道路網の整備

新市の均衡ある発展のためには、集落間を結ぶ道路網の整備は重要な課題となることから、積雪時の通行の安全にも配慮し、国道 121 号及び 459 号や主要地方道などの整備を進めるとともに、新市の玄関口となる喜多方駅前通りなど、都市内の円滑な交通の確保や安全・快適な生活環境の実現のため、都市内道路についても計画的に整備を進めます。

VI 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、効率的な整備と運営の観点から進めることとし、住民生活の利便性への配慮とともに、地域の特殊性やバランス、既存施設の有効利用、さらには財政事情を考慮しながら整備していくことを基本とします。

Ⅶ 財政計画

1 策定方針

(1) 基本的な考え方

財政計画は、合併後 25 年間の財政運営の見通しを示すものであり、その作成に当たっては、現行の行財政制度を基本に、今後見込まれる地方交付税制度の改正や、合併に伴う財政上の増減の影響を考慮しながら、新市における健全な財政運営が可能なものとする。

(2) 財政計画の作成について

① 計画期間

建設計画の計画期間と合わせ平成 18 年度から令和 12 年度までの 25 年度間とする。

② 基本方針

歳入、歳出の各科目について、5 市町村の実績や今後見込まれる変動要素を基に、合併に伴う財政支援措置や合併に伴う経費の節減効果を適正に見積もり作成する。

(3) 健全財政の確保について

作成に当たっては次の点に留意し、新市の健全な財政運営を図る。

- ① 歳入科目については、5 市町村の平成 16 年度予算の合算を基本として算出するが、税収については今後の人口推移や経済状況にも考慮すること。
- ② 地方交付税、国県支出金、地方債などの依存財源を過大に見積もることのないようにし、特に普通交付税については今後の地方財政制度の改革の動向を慎重に見極め反映させること。
- ③ 歳出科目については、特別職に係る人件費等、合併に係る経費の削減効果が早期に現れるものもあるが、一般職員の人件費や物件費など漸次効果が現れるものもあることから、これらを適正に見積もること。
- ④ 扶助費については、今後の高齢化の推移等を考慮するとともに、補助費等については、事務事業の調整結果も十分に考慮すること。
- ⑤ 公債費については、5 市町村の年度別償還計画に基づく償還額その他、新市における合併特例債等の償還額を適正に見積もること。

- ⑥ 普通建設事業費については、建設計画の主要事業の実施や新市発足後の社会経済的变化により必要となる事業費枠を確保する一方、財政指標等からみて過大とならないよう留意すること。

2 前提条件

財政計画は、新市として歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により、今後とも健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上、新市建設計画の実行に必要な経費等を反映させて普通会計ベースで合併後 25 年間について作成する。

なお、計画変更にあたっては、平成 18 年度から平成 30 年度までの数値を決算額、平成 31 年度（令和元年度）の数値を当初予算額に置き換え、令和 2 年度から令和 12 年度までの期間に係る財政計画について、喜多方市中期財政計画等を基に以下により算定し追加している。

(1) 歳入

① 地方税

法人市民税における法人税割の税率の改定、固定資産税における評価替えのほか、人口減少に伴う市税全体における納税義務者の減少等を考慮し、緩やかに減少する見込みとしています。

② 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の段階的縮減や人口減少の影響から減少傾向を見込んでいます。

特別交付税については、特殊の財政需要に応じて交付額が変動しますが、平年水準を見込んでいます。

③ 国庫支出金・県支出金

国庫支出金については、各種手当に係る国庫負担金を支給対象者の見通しに応じて、また、道路・橋梁、除雪機械の整備等に係る補助金を各年度の事業費に応じ所要額を計上しています。

県支出金については、各種手当に係る県負担金を支給対象者の見通しに応じて見込んだほか、選挙・統計調査に係る委託金、農業政策推進に係る補助金等を計上しています。

④ 地方債

各年度の普通建設事業の事業費に応じて所要額を計上しています。

⑤ その他

分担金・負担金、財産収入及び諸収入については、それぞれ平年水準額を計上しています。繰入金については、特定目的基金から充当対象事業に応じて繰入れを見込むほか、各年度の歳入歳出の調整として、基金繰入れを見込んでいます。

(2) 歳出

① 人件費

退職手当を除く職員人件費は、職員数の減少により緩やかな減少を見込んでいます。選挙の各執行年度には超勤・休日勤務手当の増加を見込んでいます。委員等報酬は平年水準を計上しています。

② 物件費

選挙の執行年度には経費の増加を見込むほか、削減目標として各年度おおむね 1 % の削減を見込み、積算しています。

③ 扶助費

障がい者援護経費、児童福祉施設に係る施設型給付費、生活保護費等を人口減少の影響により緩やかに減少するものと見込み計上しています。

④ 補助費等

負担金については、広域市町村圏組合への負担金など各年度所要額を見込んでいます。補助金については、令和 2 年度以降、削減目標として各年おおむね 5.0 % の削減を見込み積算しています。また交付金については、選挙の各執行年度における所要額を見込んでいます。

⑤ 公債費

平成 30 年度までの既往債にかかる償還額と平成 31 年度（令和元年度）以降の新規債に対する償還額を見込み、積算しています。

⑥ 積立金

ふるさと寄附金のふるさとづくり基金への積立てや、繰越金の 2 分

の 1 の減債基金への積立て等を見込んでいます。

⑦ 繰出金

各特別会計への繰出金の見込額を計上しています。

⑧ 普通建設事業費

中期財政計画に記載している主な建設事業などについて計上しています。

3 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	4,761	5,332	5,166	4,918	4,720	4,707	4,735	4,805	4,726	4,671
地方譲与税	816	429	410	387	376	341	323	307	293	307
地方消費税等交付金	817	735	691	654	681	619	580	594	657	1,023
地方交付税	10,068	9,828	10,131	10,312	11,016	11,153	11,370	11,007	11,234	10,830
分担金・負担金	96	92	101	103	89	95	95	101	105	126
使用料及び手数料	666	580	559	533	399	382	381	395	391	360
国庫支出金	1,424	1,621	3,098	2,293	3,692	2,425	2,179	2,318	2,468	2,744
都道府県支出金	1,276	1,349	1,389	1,521	1,662	2,441	5,582	2,014	2,342	2,306
繰入金・繰越金	1,102	632	842	1,713	742	1,145	1,701	2,233	1,995	1,303
諸収入等	518	619	679	811	909	854	775	731	768	639
地方債	1,554	1,956	2,020	2,452	2,488	2,008	2,116	2,481	2,668	2,119
歳入合計	23,098	23,173	25,086	25,767	26,774	26,170	29,837	26,986	27,647	26,491

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	4,872	4,829	4,842	4,826	4,782	4,707	4,704	4,702	4,655	4,608
地方譲与税	265	268	268	253	253	253	253	253	253	253
地方消費税等交付金	894	970	1,007	1,016	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
地方交付税	10,705	10,499	9,999	9,747	9,368	9,105	9,090	9,014	8,935	8,897
分担金・負担金	154	175	172	157	157	157	157	157	157	157
使用料及び手数料	356	368	361	315	321	321	321	321	321	321
国庫支出金	2,797	2,819	2,612	2,538	2,561	2,572	2,593	2,690	2,275	2,240
都道府県支出金	2,044	2,037	1,950	2,110	2,053	2,066	2,101	2,066	2,036	2,068
繰入金・繰越金	1,801	2,021	1,409	1,389	1,634	1,769	1,489	1,491	643	603
諸収入等	695	1,108	603	462	437	437	437	437	437	437
地方債	2,211	2,695	2,071	2,337	2,682	2,241	1,797	1,708	2,150	2,091
歳入合計	26,794	27,788	25,293	25,158	25,526	24,907	24,221	24,118	23,141	22,954

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	4,562	4,516	4,471	4,427	4,382
地方譲与税	253	253	253	253	253
地方消費税等交付金	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
地方交付税	8,858	8,819	8,781	8,743	8,705
分担金・負担金	157	157	157	157	157
使用料及び手数料	321	321	321	321	321
国庫支出金	2,340	2,199	2,180	2,188	2,179
都道府県支出金	2,104	2,065	2,033	2,064	2,100
繰入金・繰越金	503	503	483	483	483
諸収入等	437	437	437	437	437
地方債	1,465	1,584	1,699	1,280	1,277
歳入合計	22,279	22,134	22,094	21,632	21,574

(2) 歳 出

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	5,056	5,305	5,114	5,193	4,906	4,665	4,695	4,420	4,767	4,562
扶助費	2,258	2,455	2,375	2,525	3,076	3,186	6,997	3,405	3,548	3,620
公債費	3,120	3,056	2,975	2,816	3,038	2,832	2,523	2,492	2,452	2,328
物件費	2,599	2,560	2,544	2,809	2,869	3,138	2,978	2,997	3,161	3,538
維持補修費	295	403	458	545	671	647	948	579	894	494
補助費等	2,970	2,820	3,136	4,051	3,168	3,344	2,939	3,003	3,013	3,360
繰出金	2,604	2,635	2,828	2,803	2,927	2,832	3,044	3,155	2,924	3,029
積立金	770	33	500	638	1,165	968	1,476	1,325	1,563	1,404
投資・出資金・貸付金	263	312	417	678	646	557	517	494	523	533
投資の経費等	2,620	3,082	3,244	2,994	3,312	2,937	2,252	3,952	3,963	2,909
歳出合計	22,555	22,661	23,593	25,052	25,778	25,107	28,368	25,823	26,808	25,778

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	4,628	4,392	4,233	4,227	4,458	4,396	4,295	4,401	4,151	4,176
扶助費	4,013	4,015	3,878	4,158	4,120	4,083	4,047	4,012	3,977	3,944
公債費	2,335	2,321	2,294	2,214	2,276	2,328	2,410	2,377	2,379	2,378
物件費	3,765	3,917	3,934	4,134	4,030	4,020	3,962	3,910	3,791	3,760
維持補修費	830	1,139	620	577	576	571	565	559	554	548
補助費等	3,717	3,499	3,299	3,306	3,289	3,327	3,179	3,145	3,117	3,089
繰出金	3,044	3,134	3,125	3,196	3,085	2,857	2,844	2,785	2,758	2,740
積立金	946	932	461	171	296	297	326	288	279	279
投資・出資金・貸付金	454	469	330	318	288	285	277	251	248	249
投資の経費等	2,393	3,348	2,676	2,856	3,108	2,745	2,316	2,391	1,888	1,790
歳出合計	26,125	27,166	24,850	25,158	25,526	24,907	24,221	24,118	23,141	22,954

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	4,181	4,161	4,123	4,149	4,153
扶助費	3,911	3,879	3,848	3,818	3,788
公債費	2,362	2,395	2,361	2,325	2,192
物件費	3,712	3,648	3,563	3,537	3,492
維持補修費	543	537	532	527	521
補助費等	3,049	3,047	2,986	2,963	2,929
繰出金	2,733	2,721	2,709	2,698	2,686
積立金	279	279	279	279	279
投資・出資金・貸付金	249	249	249	249	249
投資の経費等	1,261	1,217	1,217	1,088	1,284
歳出合計	22,279	22,134	22,094	21,632	21,574